

CHINA BUSINESS MONTHLY

本年 1 月よりスタート致しました「チャイナビジネスマンスリー」の第四号をお届け致します。

本号ではまず3月5日～11日に開催された全国人民代表大会について、2022年の中国経済を取り上げます。続いて二月号でも取り上げた中国自動車市場について、日本車はなぜ中国で好調なのかについて弊行の湯進主任研究員の最新情報を掲載いたします。また、創刊号と三月号でも取り上げたカーボンニュートラルについて各産業分野の最新政策について追報、そして、最後に昨年以降動きが見られる独禁法の執行強化の動向についてもお伝え致します。

この「チャイナビジネスマンスリー」では、中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となって引き続き毎月ご参考情報をお届けして参ります。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】

◆ チャイナビジネスにおける直近のトピックス	1
◆ エグゼクティブサマリー(以下4つのトピックス毎の要約 1 枚版)	2～5
◆ 全人代にみる 2022 年の中国経済	6
◆ 日本車はなぜ中国で好調なのか	12
◆ 中国産業分野のカーボンニュートラル政策	16
～新 5 カ年計画期の省エネ・低炭素戦略の課題と展望～	
◆ 中国における独禁法の執行強化の動向	24

(発行日:2022 年 4 月 12日)

2022 年 4 月

＜チャイナビジネスにおける直近のトピックス＞

MIZUHO

中国営業推進部

北京オリンピック閉幕直後からのウクライナ情勢に世界が注目する中、第 13 期全国人民代表大会（全人代）が 3/5-3/11 に開催された。（詳細については各該当ページをご参照ください）

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は先月号までに取り上げたトピックス ・紫字は今後注目したいトピックス

	【外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境）		
	サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等）		
	サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法		
	共同富裕 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・法治化 ・医療 ・教育（学習塾） ・収賄罪対応 ・不動産問題 ・不動産税導入 ・文化・エンタメ業界の秩序		
	・RCEP/CPTPP ・電力問題 ・米国上場/香港上場 ・長三角一体化 ・大湾区（GBA） ・デジタル人民元 ・標準化 ・資本市場 ・海南自由貿易区 ・越境EC ・コロナ対策 ・人口・高齢化（戸籍制度） ・三農対応 ・イノベーション/ブロックチェーン/EV車/電池 ・中小零細企業支援		
集団学習※1	国際発信の強化・改善 （第30回2021/5） 共産党の伝統 （第31回2021/6）	第14次五ヶ年計画重点事項 エコロジー文明 （第27回2021/1） （第29回2021/4） バイオセキュリティガバナンス デジタル経済 （第33回2021/9） （第34回2021/10）	社会保障 （第28回2021/2） 法治体制 （第35回2021/12） カーボンニュートラル （第36回2022/1）
パブコメ※2		独禁法 （2021/10/23～11/21） 国内企業の国外での証券発行・上場に関する管理規定 （2021/12/24～1/23） 会社法 （2021/12/24～1/22） 金融商品ネット販売管理弁法 （2021/12/31～1/31） 配達市場管理弁法 （2022/1/7～2/5）	工業と情報化分野データ安全管理弁法（試行） （2022/2/10～2/21） 食糧品質安全監督管理弁法（2022/2/14～3/15） モバイルスマート端末アプリのプロビジョニングの一層規範化に関する意見 （2022/2/16～3/3） 未成年者インターネット保護条例 （2022/3/14～4/13）
主な公表政策等	陸地国境法 （2021/10/23） 党百年の重大な成果と歴史的経験 （2021/11/11）	ビジネス環境の創新地域の試験的展開 （2021/11/25） 不動産PJの合併・買収に対する金融サービスの強化 （2021/12/20） 輸入食品の域外生産企業の登録管理 （2021/12/13） 製造業の秩序ある移転の促進 （2021/12/25） ネガティブリスト（2021年版） （2021/12/27） 第14次五ヶ年デジタルエコノミー発展計画（2022/1/12） 国内取引と貿易の事業環境の一体化 （2022/1/19） 深圳における中国特色社会主義先行示範区の建設、市場参入規制緩和 （2022/1/26） 「14.5」市場監督管理現代化計画 （2022/1/27） 27都市と地区において越境EC総合試験区の設立 （2022/2/8） ネガティブリスト2022年版 （2022/3/25）	ネットワーク安全審査弁法 （2022/1/4） 消費促進に係る十つの措置 （2022/1/16） プラットフォーム経済の持続可能な発展 （2022/1/18） グリーン消費促進策 （2022/1/21） デジタル鄉村発展行動計画 （2022/1/26） 統一電力市場の構築 （2022/1/28） 行政許可事項のリスト管理 （2022/1/30） 「14.5」農業農村近代化計画 （2022/2/11） 「14.5」老齡事業の発展と養老サービス体制の計画 （2022/2/21） 農村振興重点工作の全面的推進 （2022/2/22） 知的財産の高品質的發展の推進 （2022/3/16） 科学倫理の管理の強化 （2022/3/20）
※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2021/1以降）			
※2 パブコメ：対外公表されている政府各部局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載（2021/11以降）			

<エグゼクティブ サマリー>
全人代にみる 2022 年の中国経済
実質 GDP 成長率の目標は「5.5%前後」に設定

MIZUHO

みずほリサーチ&テクノロジーズ
アジア調査チーム

上席主任エコノミスト 伊藤 秀樹
主任エコノミスト 月岡 直樹

Email : naoki.tsukioka@mizuho-ir.co.jp

Tel : 03-3591-8834

1. 日本の国会に相当する全人代が 2022 年 3 月 5 日～11 日に開催され、2022 年の実質 GDP 成長率の目標は昨年の「6.0%以上」から引き下げ、「5.5%前後」に設定。
2. 2022 年は秋に行われる最重要イベントである党大会を控え、安定的な経済環境の創出が最優先され、「積極的な財政政策」と「穏健な金融政策」という従来の方針を維持。
3. 財政政策では、的を絞った財政出動を意図し、中小零細企業等へ前年を大きく上回る 2.5 兆元規模の減税・税還付や、引き続きインフラ投資は維持。
4. 金融政策は、「穏健」を基調としつつも、金融緩和に軸足を置いた表現となっている。
5. 中国政府が経済運営において特に注意を払っているのは、雇用の問題で、2022 年に大卒新卒者数が初めて 1,000 万人を突破し雇用圧力が更に高まる見込みであり、起業支援も含めて雇用の創出に全力を挙げる。
6. コロナ対策については、これまでと同様にゼロコロナ政策を堅持するとして上で、コロナ対策と経済活動を両立させる従来の方針を明記した。
7. 今年の予算案の特徴として、中央政府から地方政府への財源の移転が大幅に増加している。背景には地方政府にとって収入の柱である土地所有権の譲渡収入が不動産投資の減少や市況の悪化を受けて減少が予想されているが、適切な地方政府へのサポートや地方政府債務の拡大抑制という観点から評価できる。
8. 2022 年の中国経済は、不動産とコロナが景気を下押しするなか、インフラ投資をはじめとする財政出動、利下げなどの金融緩和措置がこれを下支えする構図となる。

以上
(P6～本文所要時間約 5 分)

<エグゼクティブ サマリー>

なぜ中国で日本車は好調なのか？

MIZUHO

みずほ銀行ビジネスソリューション部国際営業推進室
主任研究員 湯 進

1. 2021 年の中国における新車販売台数はコロナからの景気回復を背景に前年比 3.8% 増となる 2627.5 万台で 4 年ぶりのプラス成長。乗用車 2148 万台の中で SUV が 1010 万台と人気。
2. ここ 5 年で、韓国系(現代・起亜)、仏系(ルノー・PSA)、米系(GM・フォード)が大幅減となる中、これまで他社を圧倒してきたフォルクスワーゲン(独)も減少に転じる中、トヨタ、ホンダを中心に日本車は好調。
(トヨタの179.7万台(前年比 10.9% 増)を筆頭に日本車計で 3 年連続となる 500 万台を達成。)乗用車市場における日本車シェア 22.6%(2021 年))
3. 日系自動車メーカー好調の要因
 - ・中国の消費者ニーズにきめ細かく対応する開発・生産・マーケティングの現地化戦略
 - ・プラットフォームの共通化と兄弟車戦略
(例えばカローラ(一汽トヨタ)とレビン(広汽トヨタ)など)
 - ・日本企業が得意とするハイブリッド車等低燃費車の好調
(2021年ハイブリッド車は 75 万台と 2019 年の 2 倍)
 - ・中国における日系サプライヤーの高い現地調達率
(2020 年に81%に達するなど北米やアセアンを上回る)
4. スター車種の存在
シルフィ(東風日産)、カローラ(一汽トヨタ)、CR-V(東風ホンダ)など
5. 一方、日産は 3 年連続のマイナス成長、マツダと三菱もそれぞれピーク時 2016 年(30.9 万台)、2017 年(14.1万台)対比、4 割減、5 割減となっている。
6. 日系自動車各社は電動化と内燃機関のすみ分けをしながら他社と差別化し、生産拠点の集中リスクと地産地消戦略をバランスよく両立させる必要がある。

以上

(P12～本文所要時間約 4 分)

<エグゼクティブ サマリー>

中国産業分野のカーボンニュートラル政策

MIZUHO

みずほ銀行

中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph.D.

1. 2030 年までに CO₂ 排出のピークアウト、2060 までのカーボンニュートラルを掲げる中国について、3 月号は 2021 年 10 月に党中央、国務院から発表された重要施策について詳報したが、今回はその後相次いで交付されている注目政策等について追報する。
2. 5 か年計画関連の省エネ・脱炭素の政策が続出した中で昨年 10 月に出された「エネルギー効率規制の厳格化と重点領域の省エネ・炭素削減の推進に関する若干の意見」では、鉄鋼、セメント、ガラス、石油化学など重点業界のエネルギー利用について、基準レベルと模範レベルの二重の基準が明示されている。
3. 最新の専門研究報告によれば、CO₂ の排出ピークは目標である 2030 年よりも 5 年前倒し達成の見通しも報告されているが、業種により、例えば鉄鋼は 2024 年、最も遅い電力は 2031 年と予測されている。またこれらの達成には GDP の 1.5% の投資が必要とされるとともに、減産などの痛みも伴うとしており、特にアルミ精錬については非常に困難な課題とされている。
4. 中国がここまで経済的、社会的な費用をかけてカーボンニュートラルに取り組む背景には、地球温暖化という世界共通の問題に貢献するだけでなく、中国社会自体の持続可能な発展にとって不可欠とする国としての意志がある。
5. エネルギー分野の技術革新と市場開放にあたっては、海外の企業の参入を歓迎する旨が明確に謳われており、日系企業にとってもこれらの政策がビジネスチャンスとなることが期待される。

以上

(P16～本文所要時間約 7 分)

<エグゼクティブ サマリー>

中国における独禁法の執行強化の動向

MIZUHO

弁護士法人黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司、包香玉

1. 2008年に施行された現行の独禁法の改正に向け、昨年11月に改正案の意見募集が行われたが、その改正案と執行強化の動向について紹介する。
2. 改正案内容
 - (1) 処罰の引き上げ
 - (2) プラットフォーム経済分野についての規定
改正案では「市場支配的地位を有する事業者がデータおよびアルゴリズム、技術並びにプラットフォームルール等を利用して障害を設け、他の事業者に対し不合理な制限を行った場合」市場支配地位の乱用行為に当たる(改正案第22条)ことを明確にしている
 - (3) セーフハーバー制度の明文化
 - (4) 公益訴訟制度の新設
3. 2021年11月独禁局が発足。2021年に国務院が新たに立ち上げた副部級国家局。
4. 最近の独禁法の執行状況を見ると、特に2021年に法に基づき申告していない事業者集中事案に対する処罰が顕著に増加。業種は自動車、物流、ガス、インターネット、金融等多岐にわたる。なお日本企業のものも含まれる。
5. 日本企業の処罰事例
日本とシンガポールの折半出資の合弁企業は、全世界における売上高および中国国内における売上高はいずれも事業者集中の申告基準に達していたが中国当局に申告しなかった。独禁局の評価により当該事業者集中が競争を排除・制限するおそれはない、とされたものの、日本社とシンガポール社にはそれぞれ50万人民元の行政処罰が決定
6. 中国当局は独禁法の執行、とりわけ事業者集中の未申告への行政処罰の取り締まりを強化しており、日系企業としても注意が必要。

以上

(P24～本文所要時間約5分)

全人代にみる 2022 年の中国経済

実質 GDP 成長率の目標は「5.5%前後」に設定

MIZUHO

みずほリサーチ&テクノロジーズ アジア調査チーム

上席主任エコノミスト 伊藤秀樹

主任エコノミスト 月岡直樹

Email : naoki.tsukioka@mizuho-ir.co.jp

Tel : 03-3591-8834

1. 安定的な経済環境の創出を最優先、金融政策は緩和に軸足

中国の第13期全国人民代表大会第5回会議（以下、全人代）が2022年3月5日～11日に開催され、2022年の経済政策を討議、決定した。李克強総理は、政府活動報告¹において、中国政府が2022年の実質GDP成長率の目標を「5.5%前後」に設定したことを発表した。2021年の「6.0%以上」から目標値を引き下げた。他の経済指標については、消費者物価指数（CPI）の伸びを3.0%前後、都市部新規就業者数を1,100万人以上、都市部調査失業率を5.5%以内とするなど、概ね前年並みの数値目標を掲げた（図表1）。

中国政府の2022年の経済政策方針をひとことで言い表すとすれば、「安定を第一とすること（稳字当头）」である。中国共産党の習近平総書記は、2021年11月に開催された中国共産党第19期中央委員会第6回全体会議（6中全会）において、党史上「第3の歴史決議」とされる『党の百年奮闘の重大成果および歴史的経験に関する決議』を採択させ、今秋開催される中国共産党第20回全国代表大会（以下、党大会）²における異例の3期目続投へ地歩を固めた³。2022年はこの最重要イベントである党大会を祝賀ムードで迎え、習総書記の続投をより確実なものとするための、安定的な経済環境の創出が最優先されることになる。今回のGDP成長目標「5.5%前後」は、そのために必要と判断された数字ともいえる。

では、中国政府は成長目標の達成に向けて、どのような政策運営方針で臨むのであろうか。

全人代で採択された政府活動報告は、中国経済の現状について、需要縮小、供給ショック、先行き期待低下という「3重の圧力」に直面し、「外部環境は複雑さ、厳しさと不確実性が増している」との認識を示す一方で、「中国経済の長期的に良好なファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）は変わっ

図表1 全人代が採択した中国の2022年の主要経済目標

項目	2022年		2021年		
	数値目標	前年目標対比	数値目標	実績	達成状況
実質GDP成長率	+5.5%前後	(↓)	+6.0%以上	+8.1%	○
消費者物価指数(CPI)	+3.0%前後	(→)	+3.0%前後	+0.9%	○
都市部新規就業者数	1,100万人以上	(→)	1,100万人以上	1,269万人	○
都市部調査失業率	5.5%以内	(↓)	5.5%前後	5.1%	○
財政赤字(対GDP比)	2.8%前後 (3.37兆元)	(↓)	3.2%前後	3.1% (3.57兆元)	—
地方政府专项債	3.65兆元	(→)	3.65兆元	3.58兆元	—
中央予算内インフラ投資	6,400億元	(↑)	6,100億元	6,100億元	—
食糧総生産量	6.5億トン以上	(→)	6.5億トン以上	約6.8億トン	○
マネーサプライ(M2)	名目GDPの伸び と基本的に一致	(→)	名目GDPの伸び と基本的に一致	9.0%	(名目GDP成長 率は+12.8%)
社会融資総額残高				10.3%	

(出所) 中国政府網、中国財政部、国家統計局、CEIC より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

ていない」と自信をのぞかせた。そして、2022年は引き続き「質の高い発展」を追求し、供給サイドの構造改革を推進すると同時に、「経済の運行を合理的なレンジに維持」し、「社会大局の安定を維持」して、党大会を無事に迎えることを基本方針に据えた。

マクロ経済政策は、「積極的な財政政策」と「穏健な金融政策」という従来の方針を維持した。

「積極的な財政政策」については、「質と効率を向上させ、的確性と持続可能性をさらに重視すること」と明記した。前年の報告の表現に「的確性」という文言を追加しており、大盤振る舞いするのではなく、よりの的確を絞った財政支出を意図していることがうかがえる。景気対策として、中小零細企業等を対象に2.5兆元（約46兆円）規模の減税・税還付を行い、このうち日本の消費税に相当する増値税の未控除分⁴1.5兆元を企業に直接還付するとした。また、インフラ投資の原資となる地方政府专项债（レベニュー債）の発行枠は前年並みの3.65兆元（約66兆円）を維持したほか、中央政府予算内のインフラ投資は6,400億元とし、民生プロジェクトに傾斜配分することを明記した（財政政策の詳細は後述の項番2にて考察する）。

「穏健な金融政策」については、「柔軟かつ適度に、流動性の合理的な充足を維持する」と明記し、前年の「柔軟かつ的確に、合理的な適度で」から「的確に」の文言を外した。实体经济への資金供給量を示す社会融资总额の残高とマネーサプライ（M2）の伸びは、前年同様に「名目GDPの伸びと基本的に一致させる」とする一方、「（金融政策ツールで）实体经济にさらに有力な支持を提供する」考えも示すなど、「穏健」を基調としつつも、金融緩和に軸足を置いた表現となっている。

中国政府が経済運営において特に注意を払っているのは、政府の基本方針である「6つの安定」（就業、金融、貿易、外資、投資、先行き期待の6つを安定させること）と「6つの保障」（就業、基本的民生、市场主体、食料・エネルギーの安全、産業サプライチェーンの安定、末端行政運営の6つを保障すること）のトップに挙げられている雇用の問題である。今回の政府活動報告は「就業優先政策を強化する」ことを強調し、「各地方はあらゆる手段を講じて就業を拡大・安定させなければならない」と発破をかけている。2022年の大学新卒者数が初めて1,000万人を突破し、雇用圧力がさらに高まる見込みであることも背景にある。李総理は全人代閉幕後の記者会見⁵において、「（新規就業者数の目標は）1,100万人以上だが、1,300万人以上となるのがよい」と述べており、起業支援も含めて雇用の創出に全力を挙げる構えである。

コロナ対策については、前年と同様に「外からの輸入（感染）を防ぎ、内での再発を防ぐ（外防輸入，内防反弹）」というゼロコロナ政策を堅持するとして上で、「感染抑制と经济社会发展を統一調整すること、すなわちコロナ対策と経済活動を両立させる従来の方針を明記した。2020年1月の湖北省武漢市における新型コロナの感染爆発以降、中国政府は都市封鎖や大規模なPCR検査、水際での強制隔離を含む徹底した感染封じ込め措置をとってきた。感染拡大を早期に収束させ、いち早く経済を回復軌道に乗せた成功体験から、習近平政権はゼロコロナ政策の維持に強いこだわりをみせている。習総書記は、全人代閉幕後の3月17日に開催された党政治局常务委员会会議においても、「さらに有効な措置をとって、最小の代価で最大の防疫効果を実現するよう努力し、感染状況の经济社会发展に対する影響を最大限度まで減少させなければならない」と強調している⁶。このため、中国は2022年も厳格な封じ込め措置を続けながら、正常な経済活動の確保を目指すことになる。

2. 財政出動の一方で、財政赤字の改善を図る“カラクリ”

全人代で決定された経済政策方針のうち、景気へのインパクトが大きい財政政策について詳しく見ていきたい。前述の通り中国政府は2.5兆元にも及ぶ減税・税還付や予算規模の拡大を打ち出しており、前者の減税・税還付については、前年の減税実績である1.1兆元を大きく上回る。なかでも、景気減速の影響を受けやすい中小零細企業や個人事業主に対する支援を鮮明にしており、減税・税還付による恩恵は総額で1兆元に達する。他方、イノベーション促進の観点から、科学技術型中小企業の研究開発に対する税制優遇を拡大（研究開発費加算控除比率⁷を現行の75%から100%へ引き上げ）する。こうした2.5兆元に上る減税・税還付の中心は、個人事業主を含む企業に対するものである。これは李総理の記者会見での発言にもあるように、企業支援を通じて雇用の安定を図り、消費や投資活動を促すことで、景気への下押し圧力を緩和する方針である。

気になる点は、大規模減税・税還付による経済効果であろう。2019年の減税とその経済効果の試算（中国財政部）⁸を参考にすると、今年の大規模減税・還付（前年比では+1.4兆元）は、単純計算でGDPを0.6%Pt程度引き上げる効果がある。もっとも、今次税還付は減税と比較して企業の資金繰り支援の側面が強い。そのため、先の引き上げ効果はいくらか割り引いて考える必要はあるが、景気対策として有効であることに変わりない。

予算規模の拡大については、一般公共预算（一般会計に相当）（図表2）を2021年の24.6兆元（前年比+0.3%）から26.7兆元（前年比+8.4%）と2兆元以上も拡大する計画である。「雇用安定・民生保障政策の徹底に充てる」との方針のもと、支出別では社会保障費や雇用、教育への支出割合を拡大する。雇用については、中央政府からの雇用助成金を前年比51.7億元増となる617.6億元を計上するなど、社会的な安定を重視する姿勢がここにも垣間見られる。今般の拡大規模である2兆元は名目GDPのおよそ1.7%に相当するが、GDPに占める政府消費の割合や過去にIMF（国際通貨基金）が示した財政による経済効果（乗数効果）⁹を踏まえれば2022年のGDPを0.6~0.7%Pt程度押し上げることが期待される。

今年の予算案の特徴として、中央政府から地方政府への移転支出規模の拡大が挙げられる。財政面で余裕のある中央から地方への財源移転は毎年行われるが、2022年の移転支出は9.8兆元と、2021年の8.2兆元より大幅に増加する。背景には、地方政府による不動産関連収入の減少があろう。地方政府にとって土地使用权の譲渡による収入は、地方政府歳入（地方の一般公共预算歳入）の柱の一つであるが、昨年後半より続く不動産投資の減少や市況の悪化を受けて減少が予想される。地方政府に対する適切なサポートや地方政府債務の拡大抑制という観点から評価できよう。このほか地方政府に関連する項目として（インフラ投資の原資となる）地方政府专项债については、3.65兆元の発行となる見込みである。この発行額は前年並であるものの、2021年分の同債券発行の遅れによる今年へのインフラ投資の繰り越しを考慮すれば、2022年のインフラ投資は加速することが予想される¹⁰。なお、地政府专项债は、先の一般公共预算ではなく政府系基金予算（特別会計に相当）に含まれる。そのため、同債券による経済効果は、前述の2兆元の予算規模拡大による効果に上乗せされる。

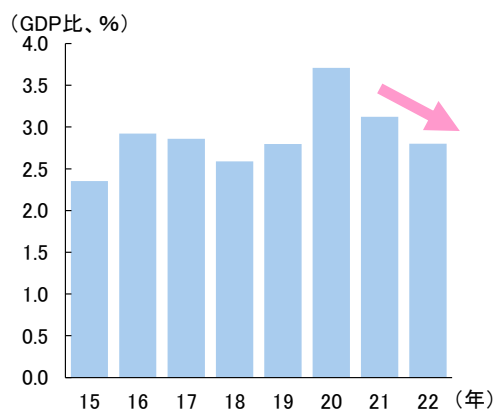
ここまで述べてきた減税や予算規模の拡大により想定される経済規模は顕著であり、「安定」を標榜する2022年の経済運営を財政政策で支える姿勢が色濃く表れている。一方で、減税（歳入減）と支出拡大（歳出増）となれば、その差分は通常、国債等の借金で補う必要があり、懸念されるべきは財政規律であろう。ところが、政府目標では財政赤字をGDP比2.8%としており、前年実績の同3.1%より改善を見込む（図表3）。一見矛盾する目標の背景を探るべく一般公共予算をつぶさにみると、中央政

図表2 中国の一般公共予算

	(単位: 兆元、%)		2022年予算(前年比)		2021年実績(前年比)	
全国						
収入(a+b)			23.34		21.43	
a)一般公共財政収入			21.01	3.8	20.25	10.7
b)繰越金・剰余金			2.33		1.17	
支出(c+d)			26.71		25.00	
c)一般公共財政支出			26.71	8.4	24.63	0.3
d)中央安定化基金等への繰入金					0.36	
収支			▲ 3.37		▲ 3.57	
中央						
歳入(e+f+g)			10.75		9.34	
e)一般公共財政収入			9.49	3.8	9.15	10.5
f)中央予算安定化基金			0.28		0.10	
g)中央政府系基金予算、中央国有資本経営予算からの繰入金			0.99		0.10	
歳出(g+h)			13.40		12.09	
g)一般公共財政支出(地方への移転支出を含む)			13.40	14.3	11.73	▲ 0.9
h)中央予算安定化基金等への補充金					0.36	
収支			▲ 2.65		▲ 2.75	
地方						
歳入(i+j+k)			22.39		20.31	
i)一般公共財政収入			11.53	3.7	11.11	10.9
j)中央からの移転支出による収入			9.80		8.22	
k)地方財政の昨年度使用の繰越金・剰余金、組入金			1.06		0.98	
歳出(一般公共財政支出)			23.11	8.9	21.13	0.3
収支			▲ 0.72		▲ 0.82	

(出所) 中国財政部より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表3 中国の財政赤字(GDP比)



(出所) 中国国家统计局、中国財政部、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表4 中国の政府系基金予算

	(単位: 兆元、%)		2022年予算(前年比)		2021年実績(前年比)	
全国						
歳入			15.20		13.49	
政府系基金収入			9.86	0.6	9.80	4.8
繰越金等			0.04		0.03	
特定国有金融機関及び専売機関上納利益			1.65			
地方政府の特別債発行による収入			3.65		3.65	
歳出			13.90	22.3	11.37	▲ 3.7

(出所) 中国財政部より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

府系基金予算等からの繰入金がおおよそ0.9兆元増加していることがわかる。他方、政府系基金予算の歳入においては、昨年にはない「特定国有金融機関及び専売機関上納利益」として1.65兆元が計上されている（図表4）。中央銀行である中国人民銀行は3月8日のリリース¹¹において過去数年間に外貨準備高取引により得た収益のうち1兆元以上を上納すると発表しており、先の上納利益1.65兆元の大半と考えられる。つまり、減税と歳出拡大による財政赤字の拡大を中央銀行等の利益移転で補うことにより、景気対策と財政規律の維持との両立を図った格好だ。なお、人民銀行からの利益移転は今に始まったものではなく、（金額の公表こそ今回が初めてながら）過去から定期的に実施されていた。ただし、コロナ禍以降は実施されておらず¹²、2023年以降の金額も不明であることから、利益移転への過度な期待は避ける必要があろう。

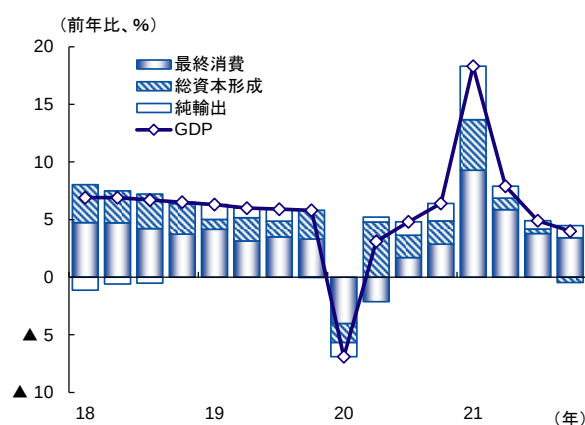
3. 2022年の中国経済にとって一番のリスクはコロナ

2021年の中国経済は、新型コロナ感染拡大の影響で低成長となった2020年の反動により、GDPの実質成長率で8.1%の高成長を記録した。ただ、年後半には景気が減速し、10月～12月期の四半期成長率は前年同期比4.0%まで低下した（図表5）。堅調な外需が追い風とはなったものの、不動産開発業者に対する資金調達規制などを受けて不動産市場が低迷したほか、コロナ感染の散発的な発生と当局による厳格なゼロコロナ措置が消費を下押しした。また、エネルギー消費抑制目標の達成を急ぎすぎたことで電力供給が不足する事態となり、企業の生産活動を抑制した。

2022年の中国経済は、この減速局面からスタートしている。足元、電力不足は解消しているものの、不動産規制とコロナ感染の散発的な発生は続いており、景気の下押し圧力はなお強い。加えて、ウクライナ情勢という新たな不確実性を抱えることにもなった。李総理が記者会見で認めているとおり、中国政府が目標とする「5.5%前後」の成長は決して低いハードルではないといえる。

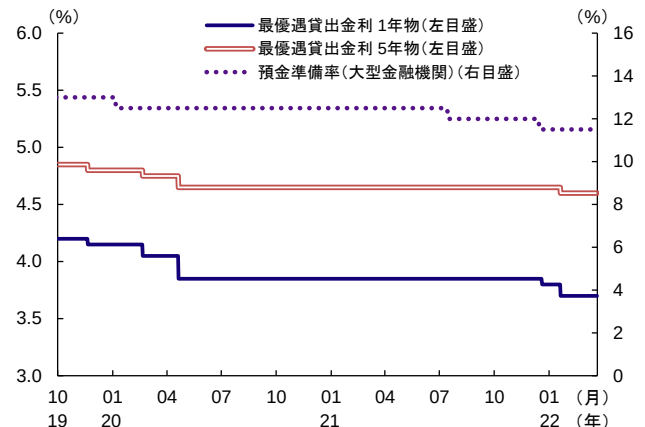
全人代で採択された政府活動報告は、「政策は適度に前倒しして力を発揮」させ「持っている政策ツールを適時に動員」すること、すなわち景気の下押し圧力に対して機動的な政策対応で臨む考えを示している。実際、景気の減速感が強まる中、中国当局はすでに金融緩和へと動き出している。

図表5 中国の実質GDP成長率・需要項目別寄与度



（出所）中国国家統計局、CEIC dataより、みずほリサーチ&テクノロジー作成

図表6 中国の指標金利・預金準備率金



（出所）中国財政部、CEIC dataより、みずほリサーチ&テクノロジー作成

中国人民銀行は、昨年12月と1月に2カ月連続で銀行貸出金利の参考指標となっている最優遇貸出金利（LPR）を小幅に引き下げたのである（図表6）。米連邦準備制度理事会（FRB）が利上げを開始した状況下での利下げは、資金流出を招く（人民元安となる）可能性もあるが、人民元相場は足元、好調な輸出を背景に2018年5月以来の元高水準にあり、多少の元安は許容範囲といえる。加えて、2月のCPIの伸びが0.9%と低い水準にとどまっており、金融緩和を進めやすい環境にある。そのため、中国人民銀行は景気の減速感が一段と強まる前に追加の利下げに動く可能性が高い。

2022年の中国経済は、不動産とコロナが引き続き景気を下押しするなか、前項で述べたインフラ投資をはじめとする財政出動や利下げなどの金融緩和措置がこれを下支えする構図になるとみられる。

2022年の中国経済にとって、一番のリスクはやはりコロナである。足元、感染力が高いオミクロン株の流入で散発的な感染拡大の頻度が高まっており、ゼロコロナ維持の難度とコストが上がっている。ゼロコロナ解除のカギを握るのは、中国内で開発中のメッセンジャーRNAワクチンの実用化・普及であるが、それまではコロナ感染の散発的な発生と局所的なロックダウンが繰り返され、とりわけ飲食や旅行といったサービス消費への強い下押し圧力が続くともみられる。安定第一を目指す中国経済は、足元の感染拡大で早々に挑戦状を叩きつけられた格好だが、感染抑制と経済活動の両立を図り、いかに景気を安定化させていくのか注視していく必要がある。

¹ 中国政府網「政府工作报告」（2022年3月12日）http://www.gov.cn/premier/2022-03/12/content_5678750.htm

² 中国共産党の指導体制や重用方針を決める最高意思決定機関で、通常5年に1度開催される。重要な政策課題の討議に加え、最高指導部を含む中央委員の選出等を行う

³ 6中全会については、『習近平総書記が3期目続投へ地歩固める — 6中全会で「第3の歴史決議」を採択』（みずほリサーチ2021年12月号）を参照 <https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2021/pdf/research211201.pdf>

⁴ 未控除仕入増値税還付。中国財政部によれば、仕入にかかる増値税が売上にかかる増値税を上回る等の場合、未控除仕入増値税が発生するが、中国では（輸出取引を除き）翌期に繰り越して控除されるのみで、税還付の制度はなかった。こうしたなか、2019年より段階的に対象を拡大し税還付を開始。今年は、当該還付にかかる制度を整備することで税還付額の拡大を図る模様。財政部「増値税留抵退税政策解答」（2022年3月8日）

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/202203/t20220308_3793329.htm

⁵ 中国政府網「李克强总理出席记者会并回答中外记者提问」（2022年3月11日）

http://www.gov.cn/premier/2022-03/11/content_5678618.htm#allContent

⁶ 2022年3月18日付『人民日報』1面「分析新冠肺炎疫情形势 部署从严抓好疫情防控工作」

http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2022-03/18/nw.D110000renmrb_20220318_1-01.htm

⁷ 課税所得より研究開発費を控除する際に加算する比率。高いほど課税所得の控除額が大きくなるため減税効果は高まる

⁸ 新華社「2019年、減税降费政策究竟減下多少钱？」（2019年12月26日）

⁹ IMF「Article IV」（2019年）によれば、中国の財政政策による乗数効果をおよそ0.5としている

¹⁰ 2021年は地方政府專項債の発行ペースが遅れ、2021年10～12月期は同債券による資金調達を進めるもインフラ投資への寄与が低く、2022年1～3月期への投資の繰り越しが予想される。詳細は、伊藤秀樹他『みずほインサイト：中国の景気減速と世界への余波』（2022年2月28日）参照 <https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as220228.pdf>

¹¹ 中国人民銀行によれば、（上納金に関して）税収や経済主体の負担が増すことはなく財政赤字になることもない、としている。中国人民銀行「人民银行向中央财政上缴结存利润 着力稳定宏观经济大盘」（2022年3月8日）

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4503994/index.html>

¹² 第一財經「管涛：这次央行上缴结存利润更多是财政政策而非货币政策操作」（2022年3月14日）

<https://www.yicai.com/news/101346528.html>

日本車はなぜ中国で好調なのか

MIZUHO

みずほ銀行 ビジネスソリューション部
国際営業推進室 主任研究員 湯 進
Email: jin.a.tan@mizuho-bk.co.jp
TEL: 03-6838-7623

2022年2月号では「コロナ禍での中国自動車市場」として、コロナからいち早く回復した中国自動車市場において、押し寄せる業界再編の波と、中国が国策として推進する新エネルギー車（NEV）について述べた。

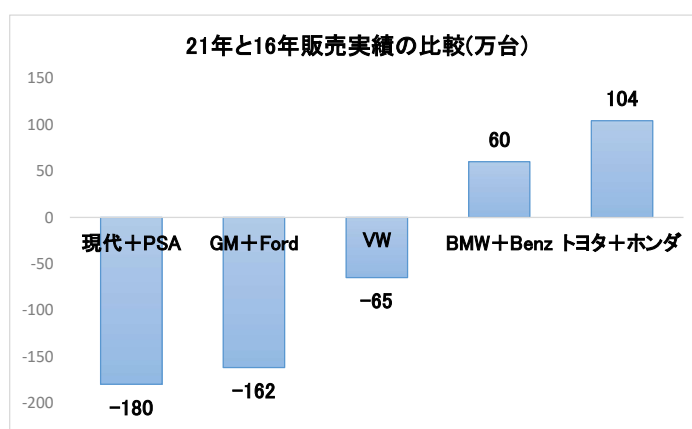
巨大化する中国新車市場では、市場競争が一層激しくなっており、特に車載半導体不足の影響を受け、減産を余儀なくされる自動車メーカーも増えてきている。こうした中で、中国における日本車の販売台数は2021年に3年連続となる500万台超を達成した。トヨタ自動車の中国販売台数は、前年比10.9%増の179.7万台で、8年連続で過去最高を更新した。日系自動車メーカーは開発・生産・マーケティングを含む現地化戦略が奏功し、日本車も低燃費や信頼性などの優位性を発揮し、中国で人気を博している。果たして日本車の勢いがいつまで続くのか。その動向には、日系サプライヤーをはじめ自動車業界から強い関心が寄せられている。日系自動車メーカーの中国市場における現状を分析し、今後の事業展開を展望したい。

1. 自動車メーカーの明暗

2021年の中国新車販売台数は、「ゼロコロナ政策」による景気回復や消費促進政策の効果などにより、前年比3.8%増の2627.5万台、4年ぶりのプラス成長となった。新車販売全体の8割超を占める乗用車市場は前年比6.5%増の2,148万台、コロナ前の水準に回復した。なかでも交通機関の利用による感染リスクを考慮し、家族の移動に人気のSUV（多目的スポーツ車）の需要が増加している。これにより2021年のSUVの販売台数は1,010万台となり、2年連続でセダンを上回った。

中国の都市部では、買い替え需要の増加に伴い、クルマの優劣を客観的に判断する消費者が増えていく。韓国系の現代・起亜は低価格車を差別化の武器として、長年中国乗用車市場上位を維持してきたものの、消費者の嗜好変化やブランド力の低下などを受け、2016年以降の販売台数は大きく減少している。仏系のルノーは中国の乗用車事業を撤退し、PSAも現地化車種投入の遅れなどにより低迷している。韓国系と仏系の2021年新車販売は、市場シェアの低下分から試算すると、2015年比約180万台の減少が見られた(図表1)。

図表1 直近5年間の外資系販売台数の明暗



出所：各社発表より筆者作成

また欧米系の販売台数を見ると、フォードがピーク時の 2016 年(127 万台)比、半分程度にとどまっております。ゼネラルモーターズ (GM) もピーク時比約 3 割減となった。米中摩擦の影響を受けているものの、消費マインドの低迷や低価格車の販売不振が米系車の減速要因であろう。一方、長年中国市場で深耕してきた独フォルクスワーゲン(VW)は前年比 15%減となり、他社を一段圧倒する優位性は徐々に変化してきているものの、同社の市場優位を崩す可能性は小さいものと思われる。

2. 日本車好調の要因

近年、日系自動車メーカーは中国で新車投入や中国仕様車の開発などを通して、消費者ニーズにきめ細かく対応するマーケット戦略を打ち出し、着実に製品競争力を高めている。以上のように、競合ブランドの低迷が好機となり、日系自動車メーカーは販売台数増を果たした。一方、ものづくりと市場競争の視点から日本車好調を考察すると、次のような要因が考えられる。

1 つ目の要因は、プラットフォームの共通化と兄弟車戦略だ。日系自動車メーカーは、これまでの車種別プラットフォーム生産から、車種の枠組みを超えた大規模な部品共通化戦略による生産へ切り替えつつある。たとえばトヨタ自動車とホンダは、1 つのプラットフォームをベースに内外装を変えることで、中国の合弁会社 2 社から新車をそれぞれ投入する兄弟車戦略を実施している。トヨタ自動車であれば、TNGA (トヨタ・ニュー・グローバル・アーキテクチャー) プラットフォームを採用したセダン「カローラ」(一汽トヨタ)と「レビン」(広汽トヨタ)、SUV の「C-HR」(一汽トヨタ)と「イゾア」(広汽トヨタ)、中高級 SUV の RAV (一汽トヨタ)と「ワイルドランダー」(広汽トヨタ)。ホンダなら、グローバルミッドサイズプラットフォームを採用した「アコード」(広汽ホンダ)と「インスパイア」(東風ホンダ)、「フィット」をベースに開発された SUV「ヴェゼル」(広汽ホンダ)と「XR-V」(東風ホンダ)、中高級 SUV の CR-V(東風ホンダ)と「ブリーズ」(広汽ホンダ)など、両社ともすでに多くのモデルで兄弟車をラインアップしてきている。また、中国で SUV 人気が続く中、広汽トヨタは 2022 年 1 月、中間所得層・富裕層をターゲットとする高級 SUV「ヴェンザ」を発売し、ファーストカー需要向けの SUV、カローラクロスの兄弟車となる「フロントランダー」も発売した。

中国で、東風汽車のみと乗用車の合弁生産を行う日産は、CMF (コモン・モジュール・ファミリー) で、車種や車格の壁を超えて共通化したモジュールの組み合わせによるクルマ作りが特徴である。同プラットフォームから生まれた「シルフィ」「エクストレイル」「キャシュカイ」が中国で人気を集めている。

2 つ目の要因は、低燃費車が好調であることだ。

中国でのハイブリッド車(HEV)の販売台数(輸入車を含む)は、2021 年に約 75 万台となり、2019 年の 2 倍となった。日本企業が得意とする HEV が中国で独占状況が続いている。トヨタ自動車は現地生産によるコストダウンに取り組んで販売台数増を果たしており、全車が輸入となるレクサスも好調を維持している。2021 年の HEV 販売台数は、前年比 5 割増の 47.6 万台で、中国 HEV 市場で 65%ものシェアを占めた。同社中国販売台数全体に占める HEV の割合は、2020 年の 17%から 2021 年の 25%へと大きく上昇した。

また、ホンダは「SPORT HYBRID i-MMD」を搭載する HEV を強化し、市場シェアの拡大を図っている。2021 年の HEV 販売台数は、前年比 2.2 倍の 23.4 万台を記録し、市場シェアは 32%に達した。HEV モデルの投入が少ない日産自動車は、2025 年までに独自の電動化技術「e-Power」を搭載した 6 モデルを投入すると発表した。

さらに三つ目の要因として、中古車も評価されていることがある。

HEV の好調に加え、競合ブランドと比べて中古車として売際の価格が下がりにくい（リセールバリューが高い）ことも支持された。中国汽流通協会による、2021 年末時点での車齢 3 年の平均残価率を見てみると、VW が 68%であるのに対し、トヨタとホンダは 82%を超えている。日産とマツダが 69%であるが、現代自動車、ボルボを上回る評価を得ている。特に高級車分野ではレクサスが 91%で、メルセデス・ベンツ（79%）や BMW（74%）との差が開いた。

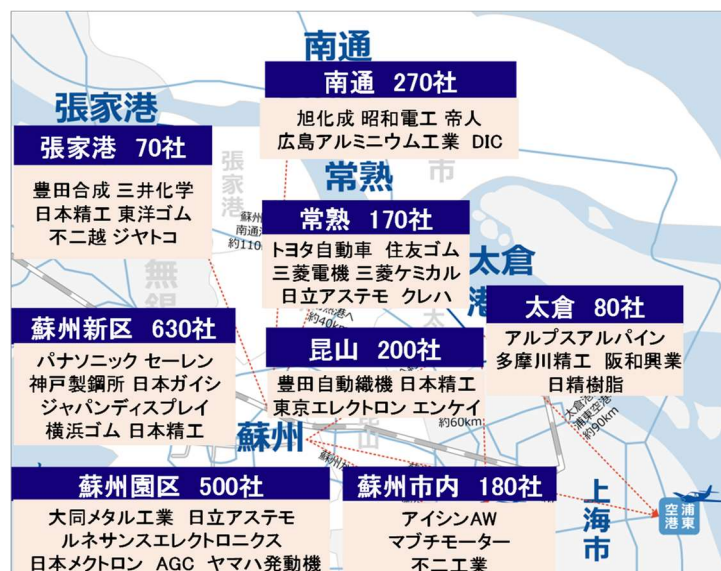
3. サプライチェーンの役割

以上の要因に加えて中国におけるサプライチェーンの構築は日本車の競争力向上にもつながる。現在、日系主要サプライヤーの中国生産拠点数は、海外拠点全体の約 25%を占めている(日本自動車部品工業会の調査)。これまで中国は付加価値の高い部材を輸入して国内で最終製品にして輸出する「世界の工場」の役割を担ってきたものの、近年は高品質な部品や設備などの国産化を進めてきた。裾野産業の発展やワーカー素質の向上に加え、日系自動車関連企業の生産性も向上し、低コストで部材調達や部品量産は可能となった。中国における日系サプライヤーの現地調達率は 2020 年に 81%に達し、北米やアセアンを上回る水準だ。

現在、中国では地域ごとに有力な自動車グループが立地しており、自動車部品を生産する工業パークが 100 カ所以上あり、地方政府も自動車部品メーカーの誘致に力を入れている。日系自動車工場が立地する華南地域(広州エリア)、華中地域(武漢エリア)、華北地域(天津エリア)、裾野関連企業を含むサプライヤーが集積する華東地域(蘇州・上海エリア)が主な進出地域である。

筆者が定期的に調査した蘇州エリアにはすでに 2,300 社以上の日系企業が進出し、ハイテク産業を中心として電気機器、電子部品、金属加工、精密機械、化学素材、自動車部品などの産業集積が進んでいる。蘇州および周辺エリアには、上汽 VW(中国乗用車生産 2 位)、上汽 GM(同 3 位)など大手自動車メーカーをはじめ、光東汽車(BMW の MINI 生産)、奇瑞ジャガー・ランドローバーなど高級車工場も立地している。近年は独ボッシュやコンチネンタル、日本電産など大手サプライヤーが現地で研究開発センターを設置する動きも目立つ。こうした設備・物流、部品・部材販社、研究開発拠点を含む日系サプライチェーンと地場・外資系サプライチェーンが複雑に絡み合っており、中国で日本車 500 万台規模の生産・販売を支えている。

図表 2 蘇州エリアにおける日系企業の進出状況



出所：各社発表より筆者作成

日本車は中国で、欧米車とのブランドイメージのギャップに長年苦しめられてきたが、ここに来てクルマの機能性や省エネ性能が評価されるようになってきている。同時に日系企業が価格競争力を意識しながら、兄弟車戦略でセダン、SUV 両市場で同時躍進したことで、市場カテゴリー・地域ごとに消費者層の拡大を果たした。東風日産「シルフィ」と一汽トヨタ「カローラ」はセダン市場で、それぞれ販売台数 1 位と 4 位に躍進。ホンダ「CR-V」は、16 万元（約 300 万円）以上の SUV 市場で 2 年連続の 1 位となった。2021 年は、これら 3 モデルが、それぞれの現地法人である東風日産全体の 45%、一汽トヨタの 39%、東風ホンダの 28%を占めている。こうした「スター車種」を作り出したことにより、ブランド力の向上や生産のスケールメリットの拡大などの波及効果を生み出し、日本車の中国乗用車市場シェアは 2021 年に 22.6%で、外資系勢の中で最大となった(中国乗用車情報联席会)。

しかし、日産はシルフィというスター車種を登場させながらも、3 年連続のマイナス成長となっている。いかにブランドイメージをトヨタ、ホンダに近づけるかが課題となるだろう。また投入車種が少ないマツダと三菱自動車も、販売台数がそれぞれピーク時の 2016 年(30.9 万台)、2017 年比(14.1 万台)比、4 割減、5 割減となっている。今後、ニッチな日系ブランドとのレッテルを張られない、独自戦略の展開が必須となるだろう。

アフターコロナの中国が「世界の消費市場」であることに変わりはなく、日系企業もその市場を等閑にするわけにはいかない。日系を含む自動車各社が懸命に生産台数の維持と新規需要の取り込みを図っており、製品戦略によって、企業の明暗が分かれている。今後、電動化による大変革の潮流の中で日系企業は、いかに内燃機関車 (ICE) と電動車のすみ分けをしながら他社との差別化を実現できるかが、問われているのである。一方で、中国市場への依存度が高い日系自動車関連企業にとっては、コスト上昇や競争激化をはじめとする不安定要素が増加している中、生産拠点が特定国に集中するリスクと、現地市場に浸透する「地産地消」戦略をバランスよく両立させる必要がある。

参考文献

- 1) 中国汽車工業協会(CAAM)HP: www.caam.org.cn
- 2) 中国乗用車市場情報联席会(CPCA)HP: www.cpcauto.com
- 3) 東洋経済オンライン「中国で外資ブランドが岐路に立たされる訳」(2021 年 11 月 28 日付け)
- 4) 湯進「2021a」 「中国の CASE 革命～2035 年のモビリティ未来図」日本経済新聞出版
- 5) 湯進「2021b」 「ポストコロナの中国自動車産業」『復興する中国』(服部健治・湯浅健司編著)文真堂

以上

中国産業分野のカーボンニュートラル政策 ～新5か年計画期の省エネ・低炭素戦略の課題と展望～

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

Tel : 03-5220-8729

2022 年月 1 月号（創刊号）において中国における最重要トピックスの一つとして「中国のカーボンニュートラル（そのチャレンジとチャンス）」と「中国における全国統一炭素排出権取引市場の始動」について取り上げたのに続き、3 月号では「中国の脱炭素へ向けたロードマップ」として追報したが、今月号（4 月号）においては昨年からはまった第 14 次 5 か年計画（2021～2025）に関する中国産業分野の省エネ・低炭素戦略の展開動向を取り上げ、その主な政策目標と実施事業を概観し、政策展開の特徴と多様な手法による取り組みを明らかにし、2030 年までの中国カーボンピークアウトの達成可能性と主な課題を検討する。

1. はじめに

世界最大の温室効果ガス排出国である中国が 2020 年 9 月の時点で、2030 年までに二酸化炭素（CO₂）排出のピークアウト、2060 年までにカーボンニュートラルを達成すると、習近平国家主席が世界に向けて公約したことは一時世界的な注目を集めたが、昨年秋の COP 26 の開催にあわせて世界の多くの国が 2050 年までにカーボンニュートラルを実現するとのコミットメントをする中で中国の意志表明があまり目立たなくなってきた。とはいえ、昨年の第 14 次 5 か年計画（2021～2025 年）期に入ると、低炭素から脱炭素に向けての政策転換を鮮明にしたことは確かであり、カーボンニュートラルの関連政策を新 5 か年計画に落とし込んで取り組みを強化してきている。

具体的に昨年 10 月に公布された「炭素ピークアウトとカーボンニュートラルに関する政府意見文」（図表 1 の No. 4）と「二酸化炭素排出ピークアウト達成の行動計画」（同表の No5）をもとに産業分野にフォーカスした低炭素・脱炭素の新しい政策文書を今年の 3 月末まで 20 件以上打ち出してきた（図表 1）ことにも表れている。昨秋の COP26 の開催に併せて中国のカーボンニュートラルに関する政策づくりが整いつつあると共に、新 5 か年計画期における産業分野の省エネ・低炭素政策が相次いで公表されてきた（図表 1 の No. 13、16、18、21、22 など）ことで中国のカーボンニュートラルへの強い決意と本気度が浮き彫りにされただけでなく、目標達成への時間

図表1 昨年秋以降の中国低炭素・脱炭素に関する主な政策一覧

No	政策・計画名称	公布機関	公布時間
1	エネルギー消費強度と総量抑制制度の改善方案	発改委	2021年9月
2	都市・農村部グリーン発展の推進に関する意見	党中央（弁公庁）、國務院（弁公庁）	2021年10月
3	エネルギー効率規制の厳格化と重点領域の省エネ・炭素削減の推進に関する若干の意見（付属文書①冶金、建材重点業界におけるエネルギー効率規制の厳格化と省エネ・炭素削減の推進の行動プラン、付属文書②石化化工重点業界におけるエネルギー効率規制の厳格化と省エネ・炭素削減の推進の行動プラン）	発改委、工信部、生態環境部、市場監督総局、能源局	2021年10月
4	新たな発展理念を完全・正確・全面的に貫き炭素ピークアウト・カーボンニュートラルに取り組むことに関する意見	党中央、國務院	2021年10月
5	2030年までに二酸化炭素排出量ピークアウト実現のためのアクションプラン	國務院	2021年10月
6	産業・金融の協力強化による工業のグリーン発展推進に関する指導意見	工信部、人民銀行、銀保監会、証監会	2021年11月
7	汚染防止攻略戦を深くやり遂げることにに関する意見	党中央、國務院	2021年11月
8	“十四五”節水型社会建設計画	発改委など5部門	2021年11月
9	“十四五”全国グリーンプロダクト推進方案	発改委など10部門	2021年11月
10	社会資本の生態保護修復参入への奨励と支持に関する意見	党中央、國務院	2021年11月
11	工業廃水の循環利用の実施方案	工信部、発改委、科技部計6部門	2021年12月
12	“十四五”原材料工業発展計画	工信部、科技部、自然資源部	2021年12月
13	“十四五”工業グリーン発展計画	工信部	2021年12月
14	2021年度グリーン製造工場名簿	工信部	2022年1月
15	環境保護設備製造業の高品質発展行動計画（2022～2025）	工信部、科技部、生態環境部	2022年1月
16	エネルギーのグリーン・低炭素転換体制と政策措置の健全化に関する意見	発改委、能源局	2022年1月
17	2021年重点エネルギー消費業界エネルギー効率“トップランナー”企業名簿	工信部、市場監督管理総局	2022年1月
18	“十四五”省エネ・排出削減の総作業方案	國務院	2022年1月
19	「エネルギー高消費業界重点領域の省エネ・低炭素改造昇級の実施指南（2022年版）」（付属17業界に関する指南文書17点）	発改委、工信部、生態環境部、国家能源局	2022年2月
20	工業資源総合利用の促進加速に関する実施方案	工信部	2022年2月
21	“十四五”新型エネルギー貯蔵発展実施方案	発改委、国家能源局	2022年3月
22	“十四五”現代エネルギーシステム計画	発改委、国家能源局	2022年3月
23	水素エネルギー産業中長期発展計画（2021～2035）	発改委、国家能源局	2022年3月

資料）中国政府関連機関WEBサイトより作成。注）本表は主に2021年9月以降に公布された全国レベルの主要な低炭素・脱炭素関連の政策文書を対象としているが、地域レベルの関連政策を含むものではない。

図表2 主要三大新政策文書にみる2025年までの省エネ・排出削減目標

【エネルギーグリーン低炭素転換体制メカニズムと政策措置の健全化に関する意見】 ➢「十四五」期（2025年まで）に、基本的にエネルギー低炭素グリーン発展推進の制度フレームを構築し、比較的に完備な政策、標準、市場と監督管理体系を形成し、エネルギー消耗「デュアルコントロール」と非化石エネルギー目標制度を先頭とするエネルギー低炭素グリーン転換推進システムを構築する。2030年までに、基本的に完全なエネルギーグリーン低炭素発展基本制度と政策体系を構築し、非化石エネルギーが基本的にエネルギー需要の増加量を満足するだけでなく、化石エネルギー貯蔵量を大規模化し、エネルギー安全保障能力が全面的に増強されたエネルギー生産消費構造を形成する。 【“十四五”省エネ・排出削減作業方案】 ➢2025年までに、全国単位国内総生産エネルギー消費量は2020年より13.5%低下し、エネルギー消費総量は合理的に制御され、化学的酸素要求量（COD）、アンモニア窒素、窒素酸化物、発生性有機物の排出総量は2020年よりそれぞれ8%、8%、10%以上、10%以上低下する。省エネ・排出削減の政策メカニズムは更に健全で、重点業界のエネルギー利用効率と主要汚染物質排出制御レベルは基本的に国際先進レベルに達し、経済社会発展のグリーン転換は著しい効果を上げる。 【“十四五”工業グリーン発展計画】 ➢2025年までに、原単位工業付加価値の二酸化炭素排出量を18%削減し、鉄鋼、非鉄金属、建築材料などの重点業種の炭素排出総量の制御は段階的な成果を取る。重点業界の主要汚染物質の排出強度を10%低減し、規模以上工業企業の原単位付加価値のエネルギー消費を13.5%低下する。大口工業の固形廃棄物の総合利用率は57%に達し、原単位工業付加価値の用水量は16%減少する。1万種類のグリーン製品を普及させ、グリーン環境保護産業の生産額は11兆元に達する。

資料）中国政府WEBサイトより作成。

緊迫度も強まったことも確かであろう。CO2 排出量の大宗を占める中国産業分野のカーボンニュートラルの具体策を、カーボンピークアウトの重要な時期に当たる新5か年計画期の産業分野の重点的、代表的な政策動向と取り組みにより捉えることが、中国のカーボンニュートラル政策関連や効果予測などを展望することが重要であり、以下では中国の新5か年計画における産業分野の省エネ・排出削減政策の動向を取り上げ、中国のCO2 排出ピークアウトとカーボンニュートラルへの道筋を展望したい。

2. 新5か年計画期の主要な低炭素対策の目標と実施事業

第14次5か年計画における中国の省エネ・排出ガス削減の目標は基本的に昨年3月に全人代で可決された「第14次5か年計画と2035年までの遠景目標綱要」において明記・公表されているが、同文書はこれまでの5か年計画よりも特に環境保全とエネルギー確保による持続可能な発展を重要視しており、特に2035年までの中長期についても政策ビジョンを示し、中国のカーボンニュートラルに関するコミットメントを中国の社会経済発展に対する国家意思としても明確に反映されている。

この基本的政府文書に基づくそれ以降の政府文書は基本的にその政策目標と中心任務を履行・実施するものになるのは言うまでもないが、本稿で主に取り上げる三つの政府文書においてもそれぞれに発展目標と実施任務が示されたのでここで簡単に見てみたい。

図表2のように、3文書はいずれも2025年までの関連目標を明確に提示している。国家発展改革委員会・国家能源局による「エネルギーグリーン低炭素転換体制メカニズムと政策措置の健全化に関する意見」では、2025年までに、基本的にエネルギー低炭素グリーン発展推進の制度フレームを構築し、比較的完備な政策、標準、市場と監督管理体系を形成し、エネルギー消費「デュアルコントロール」と非化石エネルギー目標制度を先頭とするエネルギー低炭素グリーン転換推進システムを構築すると謳っていると共に、2030年までの目標も提示しており、炭素排出ピークアウトを目指す2030年までに、基本的に完全なエネルギーグリーン低炭素発展基本制度と政策体系を構築し、非化石エネルギーが基本的にエネルギー需要の増加量を満足するだけでなく、化石エネルギー貯蔵量を大規模化し、エネルギー安全保障能力が全面的に増強されたエネルギー生産消費構造を形成するとしている。

「十四五」省エネ・排出削減作業方案（国務院公布）、「十四五」工業グリーン発展計画（工業情報化部公布）は文字通りの5か年計画として2025年までの政策目標を打ち出している。「作業方案」では2025年

図表3 主要三大政策文書の骨子内容と重点推進事業

【I】【エネルギーグリーン低炭素転換体制メカニズムと政策措置の健全化に関する意見】 【国家エネルギー戦略と計画実施の協同推進メカニズムの整備】エネルギー戦略と計画の誘導拘束作用を強化する。エネルギーグリーン低炭素転換モニタリング評価メカニズムを確立する。エネルギーグリーン低炭素転換組織の協調メカニズムを健全化する。 【グリーン低炭素を導きとするエネルギー開発利用の新メカニズムを確立】クリーン低炭素エネルギー資源調査と情報共有メカニズムを確立する。グリーンで低炭素なエネルギーを主体としたエネルギー供給システムの構築を推進する。農村の再生可能エネルギーの開発利用メカニズムを革新する。 【新型電力システムの建設と運行メカニズムを完備する】新型電力システムのトップレベル設計を強化する。再生可能エネルギーの局所深度利用と広域輸送に適応する電力網システムを整備する。新型電力システムに適応する市場メカニズムを健全にする。柔軟性電源建設と運行メカニズムを完備する。電力需要応答メカニズムを整備する。 【エネルギーグリーン低炭素型転換の国際協力の促進】グローバルエネルギーガバナンスにおけるグリーン低炭素型転換発展協力を積極的に推進する。国際要素を十分に利用して、国内のエネルギーのグリーン低炭素化の発展に助力する。	【II】【“十四五”省エネ・排出削減作業方案】 【重点業界グリーンアッププロジェクト】鉄鋼、非鉄金属、建築材料、石油化学工業などの業界を重点とし、省エネ改造と汚染物の深度管理を推進する。 【園區の省エネ・環境保護向上プロジェクト】工業企業の園區への集積を誘導し、園區のエネルギーシステム全体の最適化と汚染総合整備を進め、再エネの優先利用を奨励する。 【都市のグリーン省エネ改造工事】都市のグリーン計画、グリーン建設、グリーン運行管理を全面的に推進し、低炭素都市、強靱な都市、海綿都市、「無炭都市」の建設を推進する。 【交通物流省エネ排出削減プロジェクト】緑の鉄道・道路、緑の港、緑の航空、緑の空港の建設を推進し、電力の充電・交換、ガスの注入、水素の注入、港の空港の発電などのインフラ建設を推進する。 【農業農村省エネ排出削減プロジェクト】風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオマスなどの再生可能エネルギーの農業生産と農村生活での応用を加速し、農村の清潔暖房を順序良く推進する。 【公共機関のエネルギー効率向上プロジェクト】公共機関の既存建築保護構造、加熱、冷却、照明などの施設設備の省エネ改造を加速する。 【重点区域汚染物削減プロジェクト】大気汚染防止重点区域の秋冬の難関攻略行動を持続的に推進し、重点業界の構造調整と汚染対策に力を入れる。 【石炭の清潔で高効率な利用工事】厳格で合理的に石炭消費の増加を制御し、石炭の清潔で高効率の利用に力を入れ、現存量の石炭ユニットの節石炭消耗低下改造、加熱改造、柔軟性改造「三転運動」を推進し、持続的に石炭ユニットの超低排出改造を推進する。 【揮発性有機物総合整備工事】元の補助材料と製品の源の代替工事を推進し、全過程の汚染物の管理を実施する。 【環境インフラレベル向上プロジェクト】汚水、ゴミ、固体廃棄物、危険廃棄物、医療廃棄物処理処分施設と監視監督管理能力を一体化した環境インフラシステムの構築を加速する。	【III】【“十四五”工業グリーン発展計画】 【工業分野の炭素排出ピークアウト達成アクション実施】→ロードマップ作り、パイロット事業など 【産業構造のハイエンド転換推進】→伝統業界のグリーン・低炭素発、環境保護促進など 【資源消費の低炭素化への転換加速】→グリーンエネルギー利用率の拡大、省エネ効果の向上 【資源利用の循環型への転換促進】→原生資源、再生資源の高効率利用、固形廃棄物の再利用 【生産過程のグリーン化への転換推進】→グリーン設計推奨体制の改善、生産過程の排出削減 【製品供給のグリーン化への転換誘導】→グリーン製品、グリーン設備、グリーンサプライの推進 【生産方式のデジタル化転換の加速】→グリーン・低炭素基礎デジタルプラットフォームの整備、デジタル化、スマート化、グリーン化の融合発展の促進、「工業インターネット+グリーン製造」の実施 【グリーン低炭素技術体制の構築】→核心的な共通技術のブレークスルーの加速、産業の技術の基礎研究と先端技術の配置強化、先進的・実用的技術の普及推進 【グリーン製造の支援体制の健全化】→低炭素標準体系の健全化、グリーン公共サービスプラットフォーム構築、グリーンサプライチェーンの一貫管理
---	--	---

資料：中国政府WEBサイトより抜粋作成。

で、全国単位国内総生産エネルギー消費量は2020年より13.5%低下し、エネルギー消費総量は合理的に制御され、化学的酸素要求量（COD）、アンモニア窒素、窒素酸化物、発生性有機物の排出総量は2020年よりそれぞれ8%、8%、10%以上、10%以上低下するとしているのに対して、「発展計画」では、2025年までに、原単位工業付加価値の二酸化炭素排出量を18%削減し、鉄鋼、非鉄金属、建築材料などの重点業種の炭素排出総量の制御は段階的な成果を収め、重点業界の主要汚染物質の排出強度を10%低減し、規模以上工業企業の前単位付加価値のエネルギー消費を13.5%低下し、大口工業の固形廃棄物の総合利用率は57%に達し、原単位工業付加価値の用水量は16%減少するなど、多くの数値目標を明記している。

3つの政策文書の内容はそれぞれ特色と重点があるが、今後の主な実施事業について図表3にまとめており、概観についてご参照いただきたい。ここで特に強調しておきたいのは国務院による作業意見（二つ目の文書）でそれぞれの実施事業について国務院の各部門に対し明確に責任所管を記載しており、業務分担と監督検査の枠組みを強調している。

工業情報化部が公布した「“十四五”工業グリーン発展計画」では、その関わっている産業の具体性と重要性により、非常に詳細な内容と多数の関連プロジェクトの実施を列挙している。特に、①「工業排出ピークアウト実施工程」、②「重点区域グリーン転換昇級工程」、③「工業省エネと効率向上工程」、④資源高効率利用促進工程」、⑤「工業節水増効工程」、⑥「重点業界クリーン生産改造工程」、⑦「グリーン製品と省エネ環境保護設備供給工程」、⑧「グリーン低炭素技術推進工程」といった8つの特別プロジェクトの実施について詳細に計画されている。

3. 重点工業分野に関する重点対策の展開動向と特徴

第13次5か年計画（2016～2020年）の排出削減の目標達成状況をみると、第13次5か年計画（2011～2015年）を上回る実績を収めているが、省エネを示す重要指標であるGDP原単位エネルギー消費量が計画値の15%削減はできず、13.5%減に留まった結果になったので「約束性指標」として異例な状況になった（図表4）。

図表4 中国第11次～第14次5か年計画期の主要環境関連指標（計画と実績）

計画区分と 主な関連計画 目標・実績	第11次5か年計画(06-10)		第12次5か年計画(11-15)		第13次5か年計画(16-20)		第14次5か年計画(21-25)	
	目標値 (2005年)	実績 (2010年)	目標値 (2010年)	実績(2015 年)	目標値 (2015年)	実績 (2020年)	目標値 (2020年)	実績 (2025年)
二酸化硫黄(SO ₂)	-10.0%	-14.3%	-8.0%	-18.0%	-15.0%	-25.5%	-8.0%	-
窒素酸化物(NO _x)	-	-	-10.0%	-18.6%	-15.0%	-19.7%	-10.0%	-
COD(化学的酸素要求量)	-10.0%	-12.5%	-8.0%	-12.9%	-10.0%	-13.8%	-10.0%	-
GDP原単位CO ₂ 排出	-	-	-17.0%	-20.0%	-18.0%	-18.8%	-18.0%	-
GDP原単位エネルギー消費量	-20.0%	-19.1%	-16.0%	-18.2%	-15.0%	-13.2%	-13.5%	-

資料) 中国政府WEBサイト掲載の各5か年計画及び報告書より作成。注) GDP原単位エネルギー消費量のみが目標未達になったが、2020年に起きた新型コロナウイルス禍によって同年の減少幅が最小に留められ全体の実績に響いたと思われる。

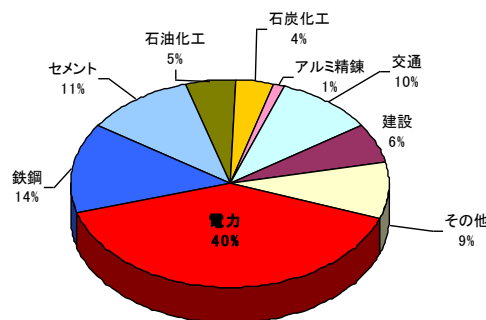
その背景には、同計画期の最終年であった2020年に見舞われた新型コロナウイルスの発生が挙げられている（国家発展改革委）。当年の削減分が最も小さかったことから見れば納得するが、省エネにおける実力不足（主に省エネ技術の立ち遅れ）が大きく左右したことは否めない。

2020 年の中国分野別における CO₂ 排出の構成比をみると、産業による割合が全体の 9 割ほど占めており、中でも電力産業が全体の 40%を占める状況で、その次に鉄鋼、セメント、石油化工、石炭化工などが続いており、産業における中国の CO₂ 削減とエネルギー節減が相変わらず最重要な取り組み事項であることは強く認識され、政策の力点もここに照準していることは確かである。上記で取り上げた 3 大政策においてだけでなく、重点産業に焦点を絞って具体的な指導政策や指標基準も示されている。

図表 6 と図表 7 は昨年 10 月に複数の政府機関から打ち出された「エネルギー効率規制の厳格化と重点領域の省エネ・炭素削減の推進に関する若干の意見」(図表 1 の No. 3) の【付属文書】①「冶金、建材重点業界におけるエネルギー効率規制の厳格化と省エネ・炭素削減の推進の行動プラン」、【付属文書】②「石化化工重点業界におけるエネルギー効率規制の厳格化と省エネ・炭素削減の推進行動プラン」) で掲示されている重点業界のエネルギー利用にかかわる 2 重基準表である。これにより、基準レベルと模範レベルの 2 通りのエネルギー消費基準が明確化されているが、企業側にとって最低の消費基準が守られることを求めていると共に高い努力すべき模範レベルの基準も明示されることで企業に一定の省エネへのインセンティブを与えることが考えられるであろう。またその基準算出において中国標準コード(図表 6 と図表 7 の右列)が活用されていることも留意されるべきであろう。

なお、今年 2 月に、複数の政府機関から「高消費エネルギー高消費業界重点領域の省エネ・低炭素改造昇級の実施指南(2022 年版)」(図表 1 の No. 19) が通達され、主要 17 業界¹に関してその業界に関する「省エネ・低炭素改造昇級の実施指南文書」が提示されていた。また今年 1 月には「2021 年重点エネルギー消費業界エネルギー効率“トップランナー”企業名簿」(図表 1 の No. 17) も工業情報化部、市場監督管理総局から公表されたほか、昨年 10 月には「“13・5”期(2016~2020 年)産業のパターン転換とアップグレードモデル実験区の典型経験とやり方の推奨に関する通知」(発改委、科技部、工信部、自然資源部連名公布)が公布され、多様な政策手法により産業界の省エネ・排出削減による構造転換、グレードアップが図られてきている。このような政策的な姿勢強化と手法の多様化はこれまでの 5 か年計画の展開状況に見られなかったことであり、注目と

図表 5 分野別にみる中国の CO₂ 排出構成比(2020 年)



資料) 严刚, 郑逸璇, 王雪松, 李冰, 何捷, 邵朱强, 李永亮, 吴立新, 丁焰, 徐伟, 李新, 蔡博峰, 陈潇君, 宋晓晖, 王倩, 雷宇, 王金南「基于重点行业/领域的我国碳排放达峰路径研究」(Pathway for Carbon Dioxide Peaking in China Based on Sectoral Analysis)「环境科学研究」(2022, 2)より作成。

図表 6 重点業界のデュアル基準エネルギー利用効率と模範基準表(Ⅰ)

No.	製品名	指標名	指標単位	基準レベル	模範レベル	関連計算の参考標準
1	鉄鋼	高炉工程 原単位エネルギー消費	kg標準石炭/t	435	361	GB21256
2		転炉工程 原単位エネルギー消費	kg標準石炭/t	~10	~30	
3	電解アルミ	アルミ交流電消費	kWh/t	13350	13000	GB21346
4	セメントクリンカー	クリンカー総合エネルギー消費	kg標準石炭/t	117	100	GB16780
5	板ガラス	≥500≤800t/日 原単位エネルギー消費	kg標準石炭/重量箱	13.5	9.5	GB21340 (自動車用板ガラス製品の原単位エネルギー消費はこの標準に準ずる)
6		>800t/日 原単位エネルギー消費	kg標準石炭/重量箱	12	8	

資料)「国家发展改革委等部门关于严格能效约束推动重点领域节能降碳的若干意见」(2021.10)より引用。

図表 7 重点業界のデュアル基準エネルギー利用効率と模範基準表(Ⅱ)

No.	製品名	指標名	指標単位	基準レベル	模範レベル	関連計算の参考標準
1	石油精錬	原単位エネルギー消費	kg標準石油/t	8.5	7.5	GB30251
2	エチレン	ナフサ類 原単位エネルギー消費	kg標準石油/t	640	590	GB30250
3	合成アンモニア	上質無煙炭 原単位エネルギー消費	kg標準石炭/t	1350	1100	GB21344
		非上質無煙炭、成形炭 原単位エネルギー消費	kg標準石炭/t	1520	1200	
4	合成アンモニア	粉炭(無煙炭、瀝青炭を含む) 原単位エネルギー消費	kg標準石炭/t	1550	1350	GB21344
		天然ガス 原単位エネルギー消費	kg標準石炭/t	1200	1000	
5	カーバイト	原単位エネルギー消費	kg標準石炭/t	940	805	GB21343

資料)「国家发展改革委等部门关于严格能效约束推动重点领域节能降碳的若干意见」(2021.10)より作成。

¹ 17 業界は以下の通り。石油精製業界、エチレン業界、キシレン業界、石炭化学業界、合成アンモニア業界、電気石業界、苛性ソーダ業界、ソーダ業界、燐アンモニウム業界、黄燐業界、セメント業界、板ガラス業界、建築、衛生セラミックス業界、鉄鋼業界、コークス業界、鉄合金業界、非鉄金属製錬業界。なお同政策文書は重要主管部門の国家発展改革委員会、工業情報化部、生態環境部、国家エネルギー局から 2022 年 2 月 3 日に公布された。

評価に値すると思われる。その意味でこれまでの5か年計画よりも更に大きな政策効果が期待されるであろう。また第14次5か年計画は中国の公約した炭素排出ピークアウト目標の2030年に至る最も重要な5か年計画であるだけにその政策実効性の確保が中国の国際公約の実現にも直接関わっているとも言えよう。

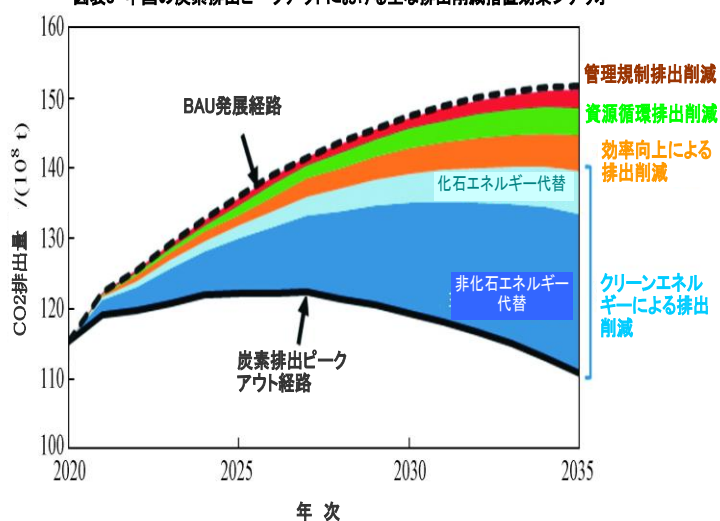
4. 最新の研究報告にみる CO2 排出ピークアウトのシナリオと経済効果と影響

中国のカーボンニュートラルに関する研究は近年国内外に多く発表されている²が、最近特に工業分野に絞った研究分析が行われた中国の研究グループの論文が注目されている⁴。同研究の結論によると、中国の二酸化炭素（CO2）が2024年にもピークアウトを迎え、業種別で見ても複数の工業業種が25年までにピークアウトするとされている。中国政府の目標よりも5年前倒しとなる計算結果は複数の団体が共同で工業の低炭素化などに関する研究報告を通じて発信され、今年2月発刊の中国学術雑誌「環境科学研究」に掲載された。同研究に参加したのは、中国の環境政策を策定する生態環境省環境規画院（CAEP）、電力団体の電力規画設計総院、鉄鋼産業の研究機関である冶金工業規画研究院、建材研究機関の中国建筑材料科学研究総院、非鉄金属業界団体の中国有色金属工業協会、石化業界団体の中国石油化学工業連合会、石炭化学の研究機関の煤炭工業規画設計研究院など15団体・機関の研究者たち。また同研究の目的も中国政府による2030年までのカーボンピークアウト公約の実現可能性を予測・検証することにあるとされているので良い参考と示唆になるとと思われる。

図表8は同研究報告論文に掲載された中国の炭素排出ピークアウトにおける強化的な削減措置の効果シナリオ（ロードマップ）であるが、管理規制排出削減、資源循環排出削減、効率向上による排出削減、クリーンエネルギーによる排出削減（化石エネルギー代替、非化石エネルギー代替）などの手法を通じて2030年前にもピークアウトの達成が可能であることが示されている。

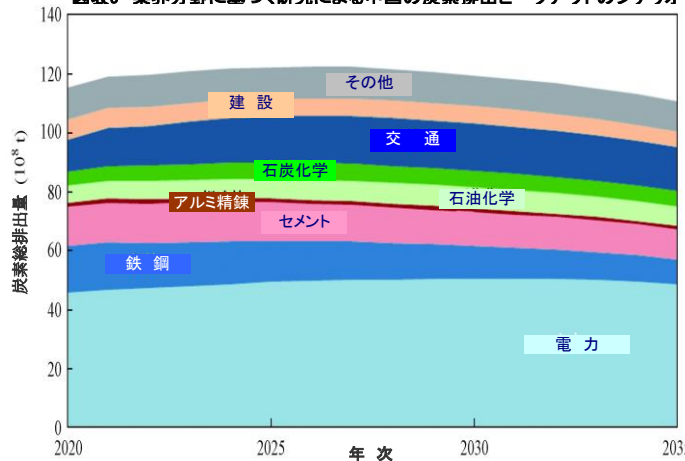
図表9は主要業界におけるカーボンピークアウトの動向を示しているが、鉄鋼やセメント、石炭化学工業など幅広い業種で排出量の抑制や低炭

図表8 中国の炭素排出ピークアウトにおける主な排出削減措置効果シナリオ



資料)環境科学所載論文より加工引用。環境科学研究 > 2022 > 35(2): 309-319 严刚, 郑逸璇, 王雪松, 李冰, 何捷, 邵朱, 李永亮, 吴立新, 丁焰, 徐伟, 李新, 蔡博峰, 陈潇君, 宋晓晖, 王倩, 雷宇, 王金南, 基于重点行业/领域的我国碳排放

図表9 業界分野に基づく研究による中国の炭素排出ピークアウトのシナリオ



資料)図表8に同じ。

² 中でも清華大学持続可能な発展研究センターによる研究が最も多く引用紹介されているが、最近では王燦「中国实现碳中和的支撑技术与路径」(Supportive Technologies and Roadmap for China's Carbon Neutrality) (<http://www.chinaeconomist.com/pdf/2021/2021-9/Wang%20Can.pdf>) によるものが網羅的に国内外の研究成果が日中両か国語で紹介され、参考になるほか、本稿で紹介した中国の業界研究機関のシリーズ論文が参考になるところが多いと思われる。

⁴ 严刚, 郑逸璇, 王雪松, 李冰, 何捷, 邵朱强, 李永亮, 吴立新, 丁焰, 徐伟, 李新, 蔡博峰, 陈潇君, 宋晓晖, 王倩, 雷宇, 王金南「基于重点行业/领域的我国碳排放达峰路径研究」(Pathway for Carbon Dioxide Peaking in China Based on Sectoral Analysis)「环境科学研究」(2022, 2)。

素化に向けた動きが拡大し、関連の投資額は20兆元を超えるとみられている。

主に電力や鉄鋼、セメント、石油化学工業、石炭化学工業、アルミニウム製錬、交通、建設の8業種を対象に研究が行われたが、8業種のCO2排出量は中国全体の9割以上を占めるとされている。

同研究報告では「工業分野のCO2排出量は2024年にピークアウトする」と予測したが、業種別で見ると、鉄鋼やセメント、アルミ製錬、石油化学工業、石炭化学工業の5業種は第14次5カ年計画（2021～2025年）期間、電力や交通、建設は30年前後にそれぞれピークアウトする見通しとなっている。

中でも鉄鋼は2024年までに排出量が上限に達するとみている。セメントのピークアウトは第14次5カ年計画の前期～中期、アルミ製錬と石炭化学工業は後期、石油化学工業は2030年前になるとの見通しである。

電力は最も遅い2031年のピークアウトを迎えるとの研究結果になっている。その背景には工業化や都市化、情報化が電力消費を押し上げるなどが要因と挙げられており、第5世代(5G)移动通信システムやビッグデータなどの「新型インフラ」施設やサービス業で電力需要が高まり、結果ピークアウトが遅れるとの予測となっている。

同研究は「ピークアウトを目的にクリーンエネルギー、エネルギーの利用効率化、資源の循環利用、CO2排出抑制の管理の4分野に8業種が投じる21～35年の金額は34兆元になる」と指摘している。2030年までは20兆8,000億元となり、年平均では2兆1,000億元が投じられると見通した。年平均の投資額は年間の国内総生産(GDP)の1.5%を占める計算となっている。

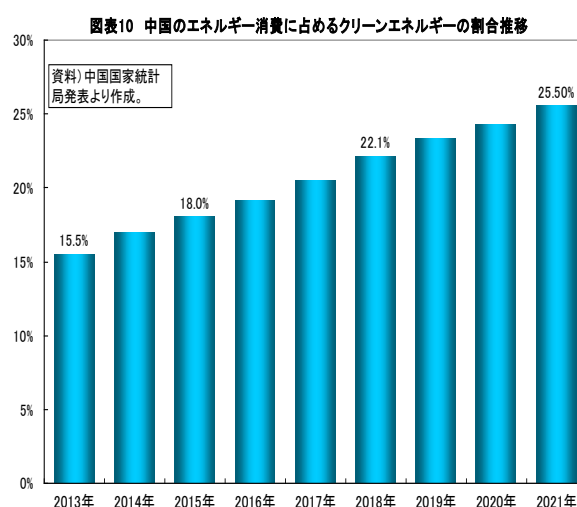
業種別で見た2030年までの投資額は、電力が最多の10兆7,000億元で、重点工業業種は1兆3,000億元、交通は5兆2,000億元、建設は3兆6,000億元になるとの予測を示した。電力は石炭火力発電への依存を減らすため、風力や太陽光、原子力などへの投資を増やすとみられる。

2020年の発電構成比は石炭火力発電が61%と他を圧倒。水力は18%、風力は6%、原子力は5%、天然ガスは3%、太陽光は3%、バイオマスは2%。石炭火力が減る流れは今後加速し、報告では25年までに53%、30年までに45%へとそれぞれ下がると予測されている。

図表10からでも確認できるように、中国のクリーンエネルギーの消費シェアが堅調に伸びつつあり、2013年の15.5%から2021年の25.5%へ高まっている。

ピークアウト向けの累計投資額は30年までのGDPを26兆2,000億元押し上げる効果をもたらすと見込まれている。関連投資が新エネルギー産業の発展や重点工業業種の省エネ、交通分野のグリーン化、環境に配慮したインフラ施設の建設などにつながり、経済成長を促すとの見方も示されている。

ただピークアウトには一部産業の減産を含む“痛み”も伴う過程ともなるとされるだけに大きな社会的費用を強いられることも確かである。報告は各業種のピークアウトに強い措置が必要になるとも強調している。アルミ製錬を例に挙げ、「アルミ製錬のピークアウトは非常に困難な任務で、厳格な生産総量の抑制と排出量抑制の各種措置が必要になる」との見方が示され、具体的には再生アルミの利用拡大や再生可能エネルギーの利用促進などが挙げられた。なお、交通分野は「新エネルギー車の普及が排出量を抑え込む主力手段になると分析されている。



図表 11 は同研究における重点産業分野の炭素排出ピークアウト達成のための主要措置がまとめられており、その多くが上記で触れた中国政府による各種発展計画や指導意見などに示されているが、これらの政策や行動計画は今後地道な実行が求められる。これらの政策は中央レベルだけでなく、地域レベルにおいてもブレークダウンして策定・実施されているので5カ年計画とカーボンピークアウト及びカーボンニュートラルとの政策的リーнкеージは大変重要であり、相乗的な政策効果が期待できる側面があると思われる。この点について近年の中国のSDGsに関する政策と中国の貧困人口削減目標の実施における実績状況を見れば参考になるであろう。

図表11 重点業界二酸化炭素排出ピークアウト達成の主要措置

業 種	一級措置概要	二級措置概要
電力	電源構造最適化 システム柔軟性向上 電力業界省エネ改造 送電網更新改造	水力、風力、原子力、太陽光、バイオマスなどの新エネの推進 取水によるエネルギーの貯蔵、新型貯蔵、関連ユニット建設、ジェネレーションシステムへの改造 老朽化設備の淘汰改造、稼働中設備の省エネ改造など 新エネのための輸送電網建設
鉄鋼	鉄鋼精錬エネルギー効率向上 廃鋼材の再利用 低炭素技術示範と研究開発	高炉の燃料割合引き上げ、余熱などの利用 廃材回収システムの構築、電炉による短プロセス製鋼の推進 低炭素技術のモデル提示と研究開発の推進
セメント	劣後設備の淘汰 先進的焼成システム導入、粉磨技術改造 セメント産業の原燃料の更新代替	2000t/d以下のセメントクリンカー生産ラインの廃棄 六級の排熱分解システムまたは二段窯の導入、第4世代冷却器の交代、各種の風量削減、密封助燃、新型の断熱保温措置など 生活ごみの協同処理、カーバイドスラグによる石灰の代替など
アルミ精錬	省エネ改造 先進技術の研究開発 廃アルミの回収利用システム整備	アルミ精錬業界の省エネ改造 不活性電極技術を含む革新的技術の研究開発 アルミ廃材回収体制の整備
石炭化工	原材料構造調整 業界技術更新 省エネ改造	天然ガス・コークス炉ガスによる合成アンモニア&メタノールの代替 コークス化業界の自動化改造 合成アンモニア、メタノールによる低温余熱発電技術の導入利用
石油化工	省エネ・排出削減技術改造 資源回収と再利用強化 CO2回収利用と貯留	石油製錬と化工における省エネと低炭素改造 重点領域の資源回収利用、製品高効率利用の体制構築 CCS技術の利用
交通	エネルギー利用効率の向上 運輸構造の調整 交通業界のシステム最適化	新エネルギー車、鉄道機関車の電動化、重トラックの淘汰加速、LNG船の普及、航空機の低炭素改良など 鉄道専用線の建設、大口貨物の道路輸送から水路、鉄路への利用 船舶岸壁の電源、充電施設の補助、水素ステーションの整備など
建設	超低エネルギー消費建築の発展 既存建築の省エネ改造推進 低炭素・清潔な暖房利用の促進 建設分野の再エネ利用の促進	超低エネルギー消費建築の積極推進 熱供給パイプラインの改修、既存建築の省エネ改造など 北方地域の清潔な暖房設備、農業ハウスの省エネ改造 太陽光発電、太陽熱利用no施設、地熱ヒートポンプの整備

資料) 張静など「重点業界・領域炭素ピークアウトの費用試算と社会的影響評価」『環境科学研究』第35巻第2期(2022年2月)より引用。

5. 中国のカーボンニュートラル発展の課題と将来展望（結びに代えて）

上記のように、中国はカーボンニュートラルに向けて、ステップを踏まえつつ、カーボンピークアウトに向けて、地道に政策展開や取り組み実施を進めており、それによって2030年までのCO2排出ピークアウトの達成は可能であることが上記の研究報告でも明らかにされているが、実際の政策実施の局面においては多大な投資や産業の構造転換、企業の統廃合などが引き起されるであろう。その意味では大きな経済的、社会的費用が発生することになる。

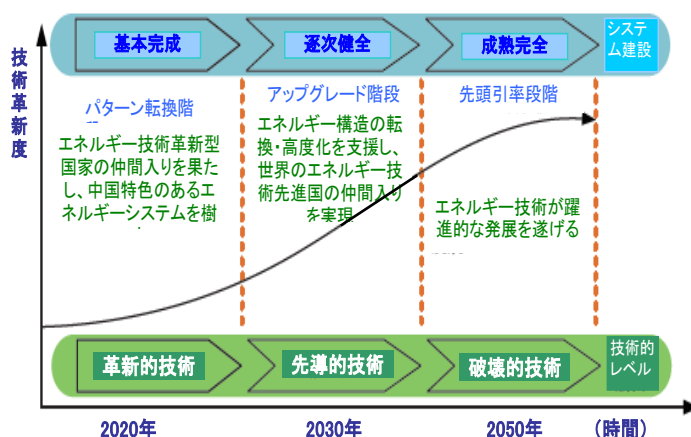
それにも関わらず中国政府が産業分野を重点に省エネと排出削減に取り組んでいくことは、地球温暖化の世界的な共通問題に協調・協力を示す

（これ自体も歓迎されるべきであるが）だけでなく、中国社会自身の持続可能な発展、サステナビリティの確保を図ろうとする国家としての意志をも具現化されているという点において大変興味深い。世界の多くの国と同様に、カーボンニュートラルの実現がエネルギー革命の完遂なしには難しいものであるとともに、もともとエネルギー資源が不足している中国でエネルギー革命におけるイノベーションの発展が非常に重要な位置づけを持つことは間違いない。

近年中国における新エネルギーや再生エ

ネルギーの技術発展が進んではいるものの、図表 12 に示す革新的技術から先導的技術や破壊的技術への

図表12 中国のエネルギー革命ロードマップ



資料) 李立浚、饶宏、许爱东、郭晓斌、白浩「我国能源技术革命体系战略研究」(Strategic Research on China Energy Technology)『中国工程科学』2018 年第20 卷 第3 期より加工・引用。

飛躍が果たして順調に 2050 年までに成し遂げていけるのかは定かではない。その要因は中国国内だけではなく、いわゆる国際的なエネルギーセキュリティの問題にも大きく影響されざるを得ない。

もちろん、中国政府のどの政策文書も対外的に協調的なスタンスを取っており、本稿で紹介した「エネルギーグリーン低炭素転換体制メカニズムと政策措置の健全化に関する意見」文書でも以下のことを提起している。

「一帯一路」のクリーン・低炭素エネルギーの開発・利用を支持し、「一帯一路」グリーンエネルギーの実務協力を推進し、クリーン低炭素エネルギー産業チェーンの上・下流企業の協同発展協力体制を構築すること。企業がクリーン低炭素エネルギー分野の対外投資を展開するよう導き、関連プロジェクトの展開において、資源節約、環境保護と安全生産を重んじ、エネルギー協力のベストプラクティスプロジェクトを推進すること。法に基づいて炭素排出強度の高い製品の生産、流通、輸出を管理すること。グローバルエネルギーガバナンスにおけるグリーン低炭素型転換発展協力を積極的に推進し、「一帯一路」エネルギー協力パートナーシップと国際エネルギー変革フォーラムを進めること。APEC の持続可能なエネルギーセンターなどの協力プラットフォームを頼りに、再生可能エネルギー、電力、原子力、水素などの国際協力事業を進めること。国際要素を十分に利用して、国内のエネルギーのグリーン低炭素化の発展に助力し、外資をクリーン・低炭素エネルギー産業分野へ投資させ、外資が我が国のクリーン低炭素エネルギー産業革新システムに溶け込むことを奨励する体制を整備し、知的財産権の保護を厳格に行うこと。グリーン電力証書の国際協力を強化し、国際グリーン電力証書システムの構築を提唱し、グリーン電力証書の発行を実施し、技術革新の国際協力プラットフォームの構築を推進し、多国籍企業が中国にクリーン低炭素エネルギー技術の共同研究を行うことを歓迎すること。

このように、外国の企業による省エネ、排出削減などの投資参入に歓迎的な方針が明確にされていることから、日系企業を含む外国企業にとっても CO2 ピークアウト、カーボンニュートラルについても大きな市場を有する中国において、中国企業との協業や環境ビジネスの拡大にとって追い風となるものと言える。

今年 3 月には新たに「“十四五”現代エネルギーシステム計画」（図表 1 の No. 22）が公布され、エネルギーシステム構築に関する新たなイノベーションパイロット事業や重点改革任務（図表 13）

が指定されており注目するに値する。これらにはカーボンニュートラルのカギを握るエネルギー産業分野の構造転換について、先端技術の導入だけでなく規制市場の開放なども含まれており、民間企業や外資企業にとっても事業参入の後押しとなることが期待される。

図表 13 「“十四五”現代エネルギーシステム計画」における革新・改革事業

＜科学技術イノベーションのパイロット事業＞	
①先進的再生可能エネルギー発電及び利用技術:	海上風力、太陽電池、BIPV、バイオマスなど
②先進的原子力発電技術:	第3世代原子力、モジュール式小型炉、超高温ガス冷却炉など
③新型電力システム技術:	直流配電網、V2G、仮想発電所、マイクログリッドなど
④安全高効率エネルギー貯蔵技術:	カスケード発電所エネ貯蔵、フライホイールエネ貯蔵など
⑤水素エネルギー技術:	水素の製造、貯蔵、輸送、利用及び燃料電池のキーテクノロジー
⑥石油・天然ガス探査開発技術:	深層部のシェールガス、シェールオイルの探査・探掘技術
⑦ガスタービン技術:	ガスタービンの設計、実験、製造およびメンテナンスなどのキーテクノロジー
⑧石炭クリーン高効率開発利用技術:	グリーン・スマート採掘、超臨界CO2発電、石炭化工技術など
＜電力・石油・ガス分野の重点改革任務＞	
①電力中長期取引メカニズム構築の持続的深化:	各種取引主体の参加と取引種類の多様化など
②電力直物市場建設の着実な推進:	試験範囲の拡大と条件ある試験地域の長期運営への移行
③電力補助サービス市場メカニズムの整備:	サービス品目の拡大、エネ貯蔵施設、仮想発電所など
④全国统一電力市場システムの建設加速:	市場の全体設計、多層統合市場の連携強化
⑤分散型発電市場化取引の積極的な推進:	分散型発電と統一配電網のユーザ間の連携支援
⑥配電と販売の改革深化:	增量配電企業の配電地域内における権利と義務の履行支援と規制緩和
⑦上流の探査・採掘市場の開放:	鉱業権の競争的譲渡の全面的実施、地質資料の交流利用の促進
⑧油气管網の改革深化:	省クラス管網の運営と販売の分離の促進、管網管理と運営規則の健全化
⑨下流の競争性部門の改革推進:	大口ユーザとガス供給企業との直売契約締結の支援

資料) 国家発展改革委員会、エネルギー局 2022. 3.22) 「“十四五”現代エネルギーシステム計画」より抜粋。

以上

中国における独禁法の執行強化の動向

MIZUHO

弁護士法人黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司、包香玉
Email : suzuki-r@kuroda-law.gr.jp
Tel : 03-5425-3211

中国は近年、独占禁止法（以下「独禁法」といいます）改正案の検討、関連政策、ガイドライン等の制定、公布とともに、独禁法の執行力を高めています。中国の国家市場監督管理総局独占禁止局（以下「独禁局」といいます）が2021年11月20日にそのオフィシャルウェブサイトで公表した独禁法違反に基づく処罰公告は、同日だけで43件にも上っており、中国が独禁法の執行に対する決意と独禁法の執行力を高めていることがうかがえます。このことを踏まえ、本稿では中国における近時の独禁法の執行強化の動向等についてご紹介いたします。

一、法令の改正、制定状況

1 独禁法の改正動向

第13期全国人民代表大会常務委員会第31回会議が2021年10月19日から23日まで北京で開催され、その間に独禁法の改正案（以下「改正案」といいます）について審議が行われました。10月23日には改正案が社会一般に公示され、2021年11月21日を期限として、意見募集が行われました。現行の独禁法は2008年8月1日に施行してから13年余りを経て、関連制度の規定が原則的なものである、一部の独占行為に対する処罰の程度が不十分である、法執行体制をさらに整える必要があるなどの指摘がなされていました。改正案の主要な改正内容は次の二点です。

（1）処罰の引き上げ

改正案では、独占行為に対する処罰の程度が大幅に引き上げられています。処罰の程度が引き上げられたことにより、違法行為があった場合のコストが増加することになります。特に注目に値するのが、事業者集中の罰則の引き上げについてです。

独占行為の 類型	違法の状況	現行	改正案
独占合意		第46条	第56条
	合意を達成し、かつ実施した	前年度の売上高の1%～10%	前年度の売上高の1%～10%。前年度において売上高がないときは、500万元以下
	合意を達成したが、まだ実施していない	50万元以下	300万元以下
	業界団体の取りまとめにより、独占合意を達成した	50万元以下	300万元以下
	法定代表者、主要・直接責任者	なし	事業者の法定代表者、主たる責任者及び直接の責任者が独占合意の達成に対し個人責任を負うときは、100万元以下の過料に処することができる

		第 48 条	第 58 条
事業者集中	違法に集中を実施し、かつ競争を排除、制限する効果を有する又は有する可能性がある	50 万元以下	前年度の売上高の 10%以下
	違法に集中を実施したが、競争を排除、制限する効果を有しない		500 万元以下
調査の拒否、妨害		第 52 条	第 62 条
	資料、情報の提供を拒否した、虚偽の資料、情報を提供した、証拠を隠匿、廃棄、移転した、など	20 万元以下。情状が重大であるときは 100 万元以下	前年度の売上高の 1%以下。前年度において売上高がないとき又は売上高の計算が困難であるときは、500 万元以下
	個人に対する処罰	2 万元以下。情状が重大であるときは 2 万元以上 10 万元以下	50 万元以下

（２）プラットフォーム経済分野についての規定

改正案では、「事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、資本的優位性並びにプラットフォームルール等を濫用し、競争を排除、制限してはならない」との規定（改正案第 10 条）が新たに追加されています。このほか、改正案では「市場支配的地位を有する事業者がデータ及びアルゴリズム、技術並びにプラットフォームルール等を利用して障害を設け、他の事業者に対し不合理な制限を行った場合」、市場支配的地位の濫用行為に当たる（改正案第 22 条）ことを明確にしています。

（３）セーフハーバー制度の明文化

改正案では、「事業者が関連市場におけるその市場シェアが国务院独占禁止執行機構の定める基準を下回ることを証明することができる場合、本法第 16 条、第 17 条、第 18 条の規定は適用されない。但し、事業者の達成した合意が競争を排除、制限することを証明する証拠がある場合を除く」（改正案第 19 条）と規定しています。ここでの本法第 16 条、第 17 条、第 18 条の規定は事業者の独占合意に関する規定を指しており、セーフハーバー制度が本条において明文をもって具体的に表されたこととなります。

（４）公益訴訟

改正案では、「事業者は独占行為を実施し、他者に損失をもたらした場合、法に基づき侵害の停止、原状の回復、損失の賠償等の民事責任を負う。事業者が独占行為を実施し、社会公共の利益を害した場合、人民検察院は法に基づき人民法院に民事公益訴訟を提起することができる」（改正案第 60 条）と規定しています。

独占禁止をめぐる公益訴訟については 2020 年の両会（中華人民共和國第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議、中国人民政治協商會議第 13 期全国委員會第 3 回会議）及び 2021 年の両会（第 13 期全国人民代表大会第 4 回会議、中国人民政治協商會議第 13 期全国委員會第 4 回会議）のいずれにおいても提案がなされており、今回の改正案において独占禁止をめぐる公益訴訟が初めて規定されました。

2 関連政策等の制定状況

関連する主な政策等の制定状況は以下のとおりです。

（１）「国務院独占禁止委員会によるプラットフォーム経済分野についての独占禁止ガイドライン」

近時におけるデジタル経済の発展はすさまじく、インターネット分野では、大量のデータや独自のアルゴリズム、技術等を持つ企業が少なからず存在します。これらの企業はデータやアルゴリズムにおける優位性を通じ、より見破られにくい独占行為を達成することで、市場競争を制限しています。資本の無秩序な拡大を防止するため、国務院独占禁止委員会は 2021 年 2 月 7 日に「国務院独占禁止委員会によるプラットフォーム経済分野についての独占禁止ガイドライン」を公布し、その中で、プラットフォーム経済分野における独占禁止行為に対する監督管理を明確にし、大衆によく知られている「二者択一」、「ビッグデータ殺熟¹」等の行為の認定について調整を行い、インターネット企業の独占禁止に関するコンプライアンス業務について指針を提供しています。これらのことから、インターネット分野における独占禁止に関するコンプライアンスの問題が引き続き関心を集め、今後、この分野が中国における独禁法執行業務の重点となることが予想されます。

（２）「独占禁止を強化し、公正競争政策の実施をより一層推進することについての意見」

2021 年 8 月 30 日に習近平国家主席の主宰により、中央全面深化改革委員会第 21 回会議が開催されました。会議における審議により「独占禁止を強化し、公正競争政策の実施をより一層推進することについての意見」が採択され、公正な競争に関する法律制度体系の整備に力を入れていくこととなりました。不正競争防止法の 2 回にわたる改正、電子商取引法の公布の推進、独禁法改正の加速、9 つの規則、6 つのガイドライン等の制定により、オンライン・オフラインを網羅した、更なるシステムの充実を目指した競争法律制度体系が構築されていくことになります。

（３）『第 14 次 5 か年計画』期間における市場監督管理の現代化に向けた計画の印刷・配布についての通知

国務院は 2021 年 12 月 14 日に「独占禁止を強化し、公正競争政策の実施をより一層推進することについての意見」をより一層徹底するため、『第 14 次 5 か年計画』期間における市場監督管理の現代化に向けた計画の印刷・配布についての通知」を公布しました。当該通知において、独占禁止関連で特に注目すべき内容は以下のとおりです。

・ 独占禁止及び不正競争防止に関する規則の整備

¹ 「殺熟」は、常連客を冷遇するとの意味です。

競争規制に関する基礎的な制度を整備する。

独禁法の改正を加速・推進させ、独禁法を土台とし、法規規則を支柱とし、独占禁止に関するガイドラインを組み合わせた独占禁止に関する規則体系を整備し、関連規則の適用性を向上させる。

公正競争審査制度を健全化する。

監督管理に関する重点規則を刷新・整備し、独占行為の認定基準を細分化する。

事業者集中審査制度を整備し、「事業者集中申告基準についての国务院の規定」の改正を加速し、申告基準を科学的に最適化し、審査の質・効率を引き上げる。

不正競争防止法と重複が存在する法律法規を整理し、関係法律規定間の関係の明晰化を推進し、関連実施細則を整備する。

・ 競争法執行レベルの引き上げ

プラットフォーム経済、科学技術イノベーション、情報セキュリティ、民生保障等の重点分野における独禁法執行及び不正競争防止法執行を強化し、資本の無秩序な拡大を防止する。

独占行為及び不正競争行為の定期的な検討評価制度を健全化し、監督管理の適時性及び的確性を向上させる。

独禁法執行及び不正競争防止法執行における法律分析制度を整備し、重大事案の経済学的分析を強化し、科学的な監督管理、正確な監督管理を実現する。

競争の監督管理と知的財産権の保護の連携・調整を強化し、標準必須特許の濫用に対する独占禁止規制を強化する。

公共事業、医療、医薬品等の分野における競争法執行を強化し、不合理な費用の徴収、取引の指定、商品の抱き合わせ販売、不合理な取引条件の付加等の行為を予防及び制止する。

商業上の混同、虚偽宣伝、虚偽取引、違法な景品付き販売等の消費誤導行為に対する監督を強化し、事業者及び消費者の適法な権益を保護する。

独禁法執行の特徴に基づき、監督管理体制メカニズムを刷新・整備し、監督管理資源の配置を最適化し、授權による法執行の管理を強化する。

業界管理、独禁法執行及び司法の連携を強化する。

独占禁止、不正競争防止に関する理論研究及び専門家チーム、技術的なサポート能力の醸成を加速・推進する。

二、独禁局が正式に発足

2021 年 11 月 18 日に独禁局が正式に発足しました。独禁局は、国家郷村振興局、国家疾病予防・コントロール局に続いて 2021 年に国务院が新たに立ち上げた三番目の副部級国家局となります。

2018 年の国务院機構改革以前においては、商務部の独占禁止局、国家發展改革委員会の価格監督検査・独占禁止局、国家工商行政管理総局の独占禁止・不正競争防止法執行局の三つの部門が、対応する独禁法執行業務をそれぞれ担当していました。

国务院機構改革後においては、上記三つの独禁法執行機構が一つに統合され、国家市場監督管理総局が統一された独禁法執行職能を担当することとなりました。2018 年 9 月に国家市場監督管理総局が「国家市場監督管理総局の職能配置、内設機構及び人員編成に関する規定」を公布し、その下に独占禁止局を含む 27 の司局部門が設置されました。独占禁止局はそのうちの司局に該当します。もっとも、もとの三

つの部門の独占禁止業務が一つの司局に統合されたことで、独禁法執行人員の不足、機構の等級、独立性、権威性が不十分であるといった問題が生じているとの話が囁かれていました。

2021年11月18日に独禁法執行機構は国家市場監督管理総局の下部組織である司局から国务院の部・委員会（国家市場監督管理総局）が管理する国家局に昇格し、副部級の組織となりました。今回の改革により、国家市場監督管理総局の組織においては、独禁法執行業務に専従する独禁法執行一司、独禁法執行二司が設定され、また、法執行査察局、価格監督検査・不正競争防止局も設けられました。つまり、もとの独占禁止局が上記三つの司に拡充されたことにより、独禁法執行部門の等級、権威性及び独立性を高める方向に向かって重要な一歩を踏み出し、従前の独禁法執行人員の不足をある程度解消できるようになることが期待されます。

独禁法執行一司と独禁法執行二司とではその対象とする範囲が異なります。独禁法執行一司の職能は、独占合意、市場支配的地位の濫用及び知的財産権濫用による競争排除、制限などの独禁法執行業務にあります。独禁法執行二司の職能は、事業者集中の分野における独禁法執行です。

三、最近の独禁法執行状況

独禁局のオフィシャルウェブサイトの通知公告における、近年の独占禁止処罰公告の状況は以下のとおりです²。

年	独占合意	市場支配的地位の濫用	事業者集中	抱き合わせ販売行為	調査への協力拒否	合計
2013	29	-	-	-	-	29
2014	16	4	-	1	-	21
2015	10	6	-	4	1	21
2016	12	9	-	1	-	22
2017	30	8	-	2	-	40
2018	26	5	1	-	-	32
2019	8	12	15	-	-	35
2020	41	8	13	-	2	64
2021	14	11	91	-	1	117
2022	1	1	14	-	-	16

上記の表から、特に2021年に、法に基づき申告していない事業者集中事案に対する法執行に基づく処罰の度合いがこれまでにないほど強まっていることが分かり、12月13日までの時点で89件に上っています。また、2021年11月20日の一日だけで、事業者集中を法に基づき申告せずに違法に実施した事案に関する処罰決定が43件も公布されており、その業種は、自動車、物流、ガス、インターネット、金融等多岐にわたっています。なお、2021年の処罰事例には日本企業のものも含まれます。

2021年の事業者集中の未申告による処罰事案における処罰の特徴としては、次の点が挙げられます。まず、①未申告事案における事業者集中の実施時期から見ると、これらの事案の中にはかなり前から実施されていた事業者集中（例えば百度と南京網典による南京信風の買収事案は2012年の事案です）も含まれるという点、次に、②処罰の額から見ると、2021年の処罰では、そのほとんどについて最高額の50万

² 表は独禁局のオフィシャルウェブサイト（<https://www.samr.gov.cn/fldj/tzgg/xzcf/>）の通知公告に基づいて本稿執筆者が行った統計であり、すべての処罰の統計データではありません。また、2022年は2月21日までに公表された公告の統計です。

元での処罰が行われているという点です（独禁法第 48 条によると、事業者が本法の規定に違反して集中を実施した場合、国务院独禁法執行機構より集中の実施停止、指定期限までの株式又は資産の処分、指定期限までの営業譲渡及びその他必要な措置を講じることによる集中前の状態の回復が命じられ、50 万元以下の過料に処することができるものとされています）。

四、日本企業の事業者集中未申告事案の処罰事例

独禁局が公表した 2021 年における日本企業の事業者集中未申告事案の概要は以下のとおりです。

1 事案（シンガポールの A 社と日本の B 社が日本で合弁企業を設立した事案）

A 社と B 社は 2018 年 5 月 25 日に株主間合意書に署名し、それぞれ出資して日本において合弁企業を設立した（A 社と B 社がそれぞれ 50% の株式を保有）。合弁企業は 2018 年 6 月 29 日に営業許可証を取得した。

A 社と B 社の 2017 年の全世界における売上高及び中国国内における売上高はいずれも中国における事業者集中の申告基準³に達していたが、中国当局に申告しなかった。

独禁局の評価により、当該事業者集中が競争を排除、制限する効果を生じるおそれはないとされたものの、最終的に A 社、B 社それぞれに過料 50 万人民元の行政処罰を与えることが決定された。

2 考察

注意を要すると考えられるのは、まず、上記事案から分かるように、外国企業同士が、合弁会社を外国で設立したとしても、関係する当事者の中国での売上高などが申告基準に達していれば、中国において事業者集中の申告が必要となる場合があることです。なお、合弁会社の設立が事業者集中に該当するかについては、「事業者集中申告に関する指導意見」第 4 条において、「新規設立合弁企業について、少なくとも 2 つの事業者が当該合弁企業を共同支配する場合は、事業者集中を構成する。1 つの事業者のみが単独で当該合弁企業を支配し、他の事業者に支配権がない場合は、事業者集中を構成しない」と明記されている点が注目されます。

次に、上記事案における処罰の額は独禁法第 48 条に定められている上限額である 50 万元でした。しかし、50 万元という額は、事業者集中に関係した処罰対象企業に対する処罰額としては、高額とは言えないと感じられます。このため、後述のとおり、当該罰金額については見直しが検討されています。

五、今後の注意点

以上のとおり、中国の独禁局は、独禁法の執行、とりわけ事業者集中の未申告への行政処罰の取締りを強化していることがうかがえます。また、上記事案のとおり、事業者集中を行う当事者が外国企業であるか否か、事業者集中に関わる行為が中国国外で行われるか否か（例えば国外で合弁会社を設立するなど）

³ 以下①又は②のいずれかに該当する場合には申告が必要です。

①集中に参加するすべての事業者の前会計年度の全世界における売上高の合計が 100 億人民元を超え、かつそのうち少なくとも二つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも 4 億人民元を超えること

②集中に参加するすべての事業者の前会計年度の中国国内における売上高の合計が 20 億人民元を超え、かつそのうち少なくとも二つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも 4 億人民元を超えること

を問わず、関連当事者が、申告基準に達する場合には、事業者集中を行う前に中国当局への届出が必要となる点に注意しなければなりません。

また、事業者集中の未申告については、これまでは罰金の上限額が 50 万元という少額でしたが、中国の独禁法改正案の意見募集稿第 58 条の規定によれば、事業者集中を申告しなかった場合の罰則について、仮に競争排除又は制限の効果を備える又はその可能性がある場合には前年度年間売上高の 10% 以下の過料、仮に競争排除又は制限の効果を備えない場合であっても 500 万元以下の過料に処せられる可能性があることとされています。

これらのことからすれば、企業においては事業者集中のコンプライアンス意識を高めると同時に、引き続き独禁法の改正動向を注視する必要があると考えます。

以上

弁護士法人黒田法律事務所

1995 年に設立。国内外の知的財産権分野、投資分野、金融分野、通商分野における法律業務を提供。特に中国・アジア案件に実績があり、中国大陸及び台湾に拠点をもち、クライアントの幅広いニーズに対応できる体制を整備している。



弁護士法人黒田法律事務所パートナー

日本弁護士 鈴木龍司（すずき・りゅうじ）

2010 年 弁護士登録（63 期）

2011 年 黒田法律事務所入所

2021 年 黒田法律事務所パートナー就任

専門分野：中国法務全般（人事労務、紛争案件、知財案件等）、
中華圏企業の対日投資サポート
（設立、人事労務、紛争案件等）



弁護士法人黒田法律事務所中国法顧問

中国弁護士 包香玉（ほう・こうぎょく）

2017 年 中国弁護士登録

2019 年 黒田法律事務所入所

専門分野：中国法務全般

（人事労務、企業法務/コンプライアンス調査、外商投資、
M&A、フランチャイズ、訴訟、仲裁案件等）

(ご参考) チャイナ関連情報一覧

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

タイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 つ)
チャイナビジネスマンスリー	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	第 2 号(二月号) (2022/2/8) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0146-XF-0105.pdf 第 3 号(三月号)(2022/3/8) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0147-XF-0105.pdf 第 4 号(四月号)(本誌)
みずほインサイト	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	「中国の景気減速と世界への余波～低迷する不動産投資は日本の成長率を下押し」(2022/2/28) https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as220228.pdf 全人代にみる2022年の中国経済～実質GDP成長率の目標は「5.5%前後」に設定(2022/3/25) https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2022/pdf/insight-as220325.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.116(2022/1/6) 「新たな時代に向かう欧州」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/index.html Vol.117(2022/3/10) 「アジア～目が離せない今後の行方」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2203-2204.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス	みずほ (中国) 中国アドバイザリー部	週次	第 600 号(2022/3/25) 工業資源の再生利用促進に関する活動指針 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0652-XF-0105.pdf 第 601 号(2022/4/1) グレーターベイエリア第 2 回目～横琴広東・マカオ深度合作区～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0653-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザリー部	月次	第 119 号(2022/1/25) 21 年 12 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0119-XF-0105.pdf 第 120 号(2022/3/25) 22 年 1 月～2 月中国経済指標と政策対応 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0120-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザリー部	不定期	中国自動車業界レポート(2022/2/24) 22 年 1 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0065-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2022/3/25) 22 年 2 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0066-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン(西方路、王博)

E-mail: china.info@mizuho-bk.co.jp TEL: [03-5220-8734](tel:03-5220-8734)

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業案群大樓8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区中濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大廈23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大廈22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号

TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号樓30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津國際金融中心大廈11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島國際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景國際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園區
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮ビル8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One Hong Kong Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL:852-2918-9030

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。